

4 漁業協同組合

4-1 調査の目的

現在、チリの沿岸漁業は構造再編の途上にあり、1991年に漁業管理体制の確立と水産資源の持続的利用を目指した漁業法の成立を境に、沿岸漁業を取り巻く環境は大きく変わってきている。過剰な漁獲により資源が枯渇し、資源管理型漁業への移行は不可避である。ただ、再編の方向は明確ではなく、今後も沿岸域での地域漁業権（area de manejo、以下ではその内容から「共同漁業権」と表す）や養殖漁業権の設定をめぐる混乱が続くことも予想されている。

本報告は、チリの零細漁民の社会経済的状況を踏まえ、プロジェクトが要請された背景について理解を深めるのを主な目的としている。チリ側は、プロジェクトの導入にあわせて漁民組織の育成を進め、養殖技術の普及による生産や生活の向上を目指している。そこで、零細漁民が参加する協同組合組織の活動に注目し、その発展の可能性と方向性を検討することにする。

報告の具体的な課題は次の4点である。

- 1)最近の沿岸零細漁業の構造変化
- 2)第10州の沿岸零細漁業の構造的特徴
- 3)プロジェクト対象地域（第10州）の漁民組織の活動状況
- 4)プロジェクト実施にあたり考慮すべき点

4-2 最近の沿岸零細漁業の構造変化

4-2-1 チリ漁業の構造的特徴

チリ漁業の特徴は、国内需要の少なさ（GDP比1%前後）に比して、1994年には12億4,000万ドルと全輸出総額のほぼ10%を占めるに至った輸出産業としての側面である。総就業人口487万人のうち10万人以上が漁業および関連産業に従事しているものと推定される。

もう一つの特徴は、高い生産性、成長ポテンシャルを持つ企業的漁業や養殖業が形成されている反面、沿岸零細漁民が多数存在していることである。企業的経営体数はわずかだが、その生産量は全体の9割近くを占める。他方、数では圧倒的に多い沿岸零細漁民は生産量全体の8～12%を占めるに過ぎない（表1および図1参照）。企業的経営体と沿岸零細漁民の間には、圧倒的な生産力格差が横たわっている。

生産の二重構造が形成された第1の要因は、国際輸出市場からのインパクトによる、既存の漁業の近代化や、企業的漁業経営の展開である。第2には、水産政策の重点が輸出志

向型の企業的漁業や関連産業の育成にある一方、沿岸零細漁業への政策的支援は限られていることにある。第3は国内市場の狭隘さである。推計では国内の水産物消費量は年間6～7万トン程度で、首都のサンティアゴでも生鮮を中心に約4万トンの消費があるに過ぎない。さらに、沿岸零細漁民の場合は小さな地場市場か地元集荷商人への出荷が中心で、生産の零細さが流通サイドから規定されている。

漁業生産は国内市場の限界から、絶えず輸出に活路を見出そうとしてきたが、企業的経営体の成長や漁民間の競争によって最大持続生産量（MSY）を超えた過剰な漁獲が行われた結果、漁獲量の変動幅は年々大きくなっている。沿岸漁業においても、一般魚種はもとより、貝類やウニなどの底棲生物の水揚げは顕著に減少している。既存の漁場を放棄して、南部の未開発地へと移動を続ける漁民も多い。

表1 漁家および企業的経営体の分類と分布

地域	企業的経営体	零細漁民合計	漁船漁業	潜水漁業 (採貝)	採藻漁業	船主	養殖業 経営体 2)
I	152	1,265	928	297	187	484	2
II	18	1,714	1,133	568	61	616	2
III	14	1,709	842	713	154	426	31
IV	26	3,146	2,557	1,179	503	971	28
V	90	4,816	4,138	720	107	1,112	5
VI 1)	36	375	117	83	209	68	2
VII	1)	1,193	1,046	148	377	206	
VIII	182	5,925	4,506	1,594	1,026	1,549	15
IX	0	260	226	77	1	74	17
X	34	12,803	8,436	6,229	2,201	4,303	491
XI	12	1,928	1,762	867	1,396	860	19
XII	14	1,625	1,416	257	3	446	8
合計	578	36,759	27,107	12,732	6,225	11,115	628 3)

1) 企業的経営体および養殖経営体はVI・VIIの合計値。

2) 経営体はグループ単位としても扱われている。

3) 養殖経営体の合計には地域分類されていない経営体を含んでいる。

(資料) Anuario Estadístico De Pesca 1994

1980年代後半からチリの水産物輸出では魚粉やオイルなどの伝統的な水産品の比重が低下し、冷凍品や生鮮品が著増した。1990年には魚粉が水産物輸出額の40%強を占めていたが、94年には冷凍品がそれにほぼ匹敵する額にまで増加した。輸出総額は16億6,600万ドルであったが、魚粉は1億7,100万ドル、冷凍品は1億6,500万ドルであった。生鮮・冷蔵品も4,600万ドルと増加傾向を見せた。多数の国が輸出相手国として新たに登場している。魚粉

はEU諸国に加えて台湾・タイ・インドネシアなどのアジア地域、冷凍品では日本が圧倒的だが、アメリカ・スペイン・フランスなどへの輸出も増えている。水産物輸出は低次加工品から高付加価値商品に重点を移しながら成長を続けている。沿岸域の貝類、オゴノリ・スギノリ・テングサなどの開発利用も進んだ。

漁業開発に対する政府の基本姿勢は競争原理を重視することにある。新漁業法の施行に相前後して漁獲行為に対する自由放任の色彩は薄まっているが、資源利用の効率性を基本にしている点には変化がない。沿岸域の資源利用においても、漁民間および漁民組織間の競争性と選別性を高める方向をめざしている。

競争原理を重視する姿勢は外国企業の100%出資子会社の認可、外資企業への養殖漁業権の優先賦与や利益の本国送金を承認するなど外資政策に強く反映しており、こうした経緯のなかで一大輸出産業として成長を遂げたのがサケ養殖業である。また、現在では国内企業が異業種からも参入して養殖関連産業の裾野を広げるといった展開をみせている。

4-2-2 沿岸零細漁業の発展とその限界

1) 漁村と漁民

沿岸部には零細漁民を構成員とする漁業集落 (caleta de pescadores) が点在し、1989年のIFOPの調査によると、水産物の水揚げがあった集落は227ヶ所を数えた。表2に示したように、全体の80%は年間千トン未満の零細規模の集落であり、3,000トン以上の規模をもつ集落は少ない。1集落あたりの漁民数は地域によって違い、第3州が123人と最も少なく、第10州では526人と最も大きい。全国の平均は287人である。

チリには約3万7千人の零細漁民が暮らしている。1987年に比べてその数は大きく減少しているが (表3参照)、新漁業法が施行された後も漁民登録を済ませていない者が少なからずいた点を特殊な要因として指摘できる。ただ、経済成長によって都市部や他産業に吸収されたことは間違いない。もともと沿岸漁村は過剰人口の調整弁の役割を果たしており、かつて鉱山業の不況によって一時的に膨らんだ漁村人口のかなりの部分が排出されたものと思われる。産業構造が大きく変化していることを考えると、今後は漁民人口が増勢に転じる可能性は少ないと考えられる。

表2 漁業集落の分布と区分（水揚げ高）

単位：箇所

地 域	大規模 >3,000 トン 1)	中規模 1,000- 2999トン	小規模 <1,000 トン	合 計
I	2	0	16	18
II	1	3	8	12
III	2	1	6	9
IV	3	1	25	29
V	2	3	23	28
VI	0	0	8	8
VII	0	3	9	12
VIII	5	2	41	48
IX	1	0	4	5
X	10	2	31	43
XI	1	0	8	9
XII	2	0	4	6
合 計	29	15	183	227

1)規模の区分は年間水揚げ量によっている。

(資料) IFOP(1989)

表3 沿岸零細漁民の地域的分布と区分

単位：人

地域	1983 1)	1989 2)	1993 3)	漁船漁業	潜水漁業 (採貝)	採藻漁業	船主	養殖業 経営体 2)
I	1,131	1,362	1,265	928	297	187	484	2
II	1,923	1,682	1,714	1,133	568	61	616	2
III	1,292	859	1,709	842	713	154	426	31
IV	4,519	2,930	3,146	2,557	1,179	503	971	28
V	3,886	5,628	4,816	4,138	720	107	1,112	5
VI	1,314	1,456	375	117	83	209	68	2
VII	1,249	1,504	1,193	1,046	148	377	206	
VIII	11,194	11,485	5,925	4,506	1,594	1,026	1,549	15
IX	890	1,082	260	226	77	1	74	17
X	13,965	21,560	12,803	8,436	6,229	2,201	4,303	491
XI	1,032	1,356	1,928	1,762	867	1,396	860	19
XII	1,236	3,070	1,625	1,416	257	3	446	8
合計	43,632	53,974	36,759	27,107	12,732	6,225	11,115	628 3)

1) 漁村雑業層を含む。

2) 雑業層および船主は含まない。

3) 雑業層は含まず、船主を含む。

(資料) SERNAP (1984),IFOP(1989),SERNAP(1993)

沿岸零細漁業は、漁船を使用する場合は船長18m以下で50トン未満の船を使用し、総投資額が7万ドル未満の漁業を指す。この定義はきわめて曖昧で、漁業経営体のほとんどが包含されることになる。沿岸漁業は多種多様な漁業種類と複雑な層構成を示す漁民から成り立っているが、登録では漁船漁業、潜水漁業、採藻漁業、船主に分類されるだけである。漁船漁業に従事する漁民が多いが、採貝を中心とした潜水漁業および採藻漁業の比重も高い。1989年の就業調査では、潜水漁業に従事する漁民はさらに潜水夫・助手・素潜りに分けられていたが、コンプレッサーを使って潜水漁業に従事する者が多かった。

零細漁民は地域的に著しく偏って分布している（表3参照）。第10州には全国の3分の1に相当する約1万3千人が漁民登録をしている。次いで第8州、第5州の順に多い。いずれの州も他産業への就業機会が少なく、漁業とその関連産業が住民にとって重要な所得機会を提供している。一方、漁民がわずか1,000人足らずの地域もある。小規模な漁業集落が点在しているために、地域漁業の生産力には自ずと限界があり、社会資本投資が行われにくい環境にあることは容易に想像される。

2) 漁獲動向と漁業形態

漁船漁業は小型巻き網（アンチョビータやイワシ類）、延縄（メルルーサやコングリオ）、流し網（メカジキなど）、それにかごや釣りなど多種多様である。潜水漁業はイガイ類やカキなどの貝類、ウニ、カニ、タコなどの採捕を行っているが、ロコ貝やウニなどは重要な輸出品である。採藻漁業はチャスカ（テングサ）、ペリージョ（オゴノリ）、チャスコ、ルガルガなどを採取している。乾燥海藻はアジアやヨーロッパを中心に輸出される。

表4 沿岸零細漁業による漁獲量の推移

	単位：トン									
	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
魚類	134,969	99,209	150,331	185,257	173,199	353,856	284,251	275,278	295,048	450,798
貝類	87,001	87,642	97,918	105,964	117,031	106,785	101,866	112,968	124,763	99,475
甲殻類	8,283	6,802	8,341	9,860	9,610	8,230	9,273	9,115	7,717	8,494
海藻類	167,956	177,486	118,567	107,997	143,030	142,330	190,844	101,907	78,759	107,109
その他	19,050	34,459	29,914	28,821	28,756	29,078	19,785	26,006	33,368	35,305
合計	417,259	405,598	405,071	437,899	469,626	640,279	606,019	525,274	539,655	701,181

(資料) SERNAP

沿岸零細漁業の漁獲量は長期的には増大しているが、その振幅はきわめて大きい。魚類は1985年の10万トンを底に、上は45万トンを限度に変動を繰り返している。魚類の40%は

アンチョビータで占められ、次いでニシンの35%である。この二種で水揚げ量の大半を占め、アジやメルルーサなどがそれに続いている。貝類ではアルメハ、カラカル、チョルガ、チョリート、ロコ、マチャなどが量的に多い。貝類の漁獲量にはさほど変化はないが、ロコ、アルメハ、マチャなどは大きく変動している。海藻類ではチャスコンが採取量の70%を占め、ルガルガが18%である。

沿岸漁業の水揚げ量や対象魚種の変化は、未利用資源の開発へと向かう技術革新や高度な商品化への対応によって生み出されたものである。とくに輸出市場の需要増大と加工産業の成長によって新しい魚種や資源の開発が進み、それらの利用度は著しく高まってきた。アゴノリやテングサなどの海藻類、ロコ・ウニ・アルメハなどの底棲生物がその典型であろう。

漁船隻数は漁民数とともに変動し、1989年から93年にかけて大幅に減少した。8,904隻が登録されているが、第10州がその3分の1を占める。最新の資料は得られなかったが、89年までの動向から判断して、漁船の動力化が急速に進んでいると思われる。CORFO-BIDの漁民融資によって、80年代には船外機を中心に漁船の動力化が進んだ。船内機の数が増える傾向を見せており、おそらく90年代にはその比率が著しく高まったものと推定される。

表5 (1) 漁船の所有状況
単位：隻

地域	1983	1989	1993
I	273	574	452
II	625	637	644
III	420	465	295
IV	867	719	824
V	928	1,030	973
VI	82	155	54
VII	146	324	142
VIII	2,228	2,190	1,175
IX	275	309	66
X	3,743	7,066	3,072
XI	508	524	786
XII	611	1,206	421
合計	10,706	15,199	8,904

(資料) SERNAP

表5 (2) 動力化の状況

単位：隻

	1980	1983	1989
未動力船	3,836	5,404	4,414
動力船	3,013	5,302	9,574
一船内機	837	819	1,743
一船外機	1,385	3,047	5,394
一ランチ	791	1,436	2,437
不明			1,211
合計	6,849	10,706	15,199

(資料) SERNAP

3) 漁家収入の動向

1993年の沿岸零細漁業の収入調査によると、漁船所有者の平均年収は4.26百万ペソ、漁船乗組員はその4分の1の1.08百万ペソである。地域的に大きな差があり、第5、7、8州の平均収入は高いが、5～10mの船長の漁船が多いその他の州では漁家収入は低い。87年の調査と比較すると、収入が減少している地域が目につく。これはメルルーサや浮魚類の漁獲量の変動が激しかったことに原因があると言われる。伝統的な魚種から市場価値の高い魚種や貝類に漁獲対象を移し、収入の増大を実現している地域もある。

漁船の規模(船長)と収入には相関関係があり、6～11m規模の漁船では年間収入が100万～850万ペソ、12m以上では1,000万ペソである。規模の大きな漁船の多くは巻き網船で、その収入は顕著に増加している。一方、潜水漁業に従事する漁民の収入は減少している。とくに潜水漁業の中心地である第10州では、1987年と比較して33%もの下落を経験している。ウニやロコなどの資源の枯渇が直接の原因である。例外的に第12州では未利用なまま放置されていた底棲生物の漁獲が進み、漁家収入は4倍以上の伸びを示した。潜水漁業の漁家収入は第10州を抜いて最も高い水準となった。収入に対する費用の割合は漁業種類によって異なるが、10m以下の漁船を所有する漁家にはあまり違いはみられない。潜水漁業にかかる費用は少なく、費用・収入比率は20～40%と低い。

全体的にみて漁家経済はかなり厳しい事態に立ち至っている。水揚げ量の減少と市場価格の大きな変動が主な原因であろう。1987年と比べると、10m以下の漁船では26%も収入を減らしている。それ以上の規模の漁船でも同様な傾向はみられる。動力化が進展していることからわかるように、ある程度の投資水準は維持されている。ただ、地域的には第8州と第10州に全体の6割が集中し、その他の地域では投資は低調である。漁業収入の停滞・減少という事態が続くなかで、沿岸漁業の従事者は大幅に減少したままである。

4-3 第10州の沿岸零細漁業の動向

4-3-1 沿岸漁業の危機と養殖業の成長

第10州の漁業生産は、産業的漁業による水揚げ量の比率が極端に低く、逆に沿岸零細漁業のそれが絶対的にも相対的にも高いという特徴をもっている。産業的漁業の割合は1989年の5.4%をピークに低下する一方である（表6参照）。他方、沿岸零細漁業の生産量は80年代にはそのシェアは90%と圧倒的で、17～19万t台と高い水準を維持していた。

だが、1990年を境に第10州の漁業はドラスティックに変貌し始めた。沿岸漁業による水揚げ量が急激に減少し、93年にはピーク時の半分にも達しない8万tを割ったのである。魚類ではミナミ・メルルーサ、メルルーサ・ガイ、キング・クリップ、ニシン、貝類ではアルメハやロコの水揚げの減少が著しかった。

マクロ・レベルでは、養殖業の急激な成長が沿岸漁業の不振を補ったかたちになっている。サケ類を中心とする魚類養殖は、1981年にはわずか1,400tであったが、90年には2万tを突破し、94年には9万tに達した。また、チョリートなどの貝類養殖も発展し、93年には養殖業は沿岸零細漁業の生産量を凌駕するまでにいたった。さらに、86年にわずか2,500tにすぎなかった海藻養殖も拡大の一途を辿り、94年は5万7,000tの生産があった。第10州はチリ国内でも有数の養殖産地として成長し、海藻養殖では87%、魚類養殖では88%、貝類養殖では31%の全国シェアを握っている。

表6 部門別にみる生産量動向（第10州）

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
産業的漁業 (構成比)	983 0.6	6,651 3.5	8,447 4.2	11,405 5.4	10,454 4.2	6,840 2.8	3,059 1.4	3,009 1.4	2,546 1.0
沿岸零細漁業 (構成比)	171,607 96.2	170,546 90.8	171,169 85.7	168,532 79.4	190,664 75.8	154,301 64.2	126,719 55.9	78,842 38.2	100,433 39.4
養殖漁業 (構成比)	5,711 3.2	10,629 5.7	20,053 10.1	32,399 15.2	50,385 20.0	79,279 33.0	96,745 42.7	124,766 60.4	151,901 59.6
合計 (構成比)	178,301 100	187,826 100	199,669 100	212,336 100	251,503 100	240,420 100	226,523 100	206,617 100	254,880 100

(資料) 第10州政府

表7 第10州の養殖漁業権の設定状況（1991年）

単位：件数、ha

県名	Valdivia		Llanquihue		Chiloe		Palena		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
海藻養殖	45	211	794	2,931	213	2,137	19	337	1,071	5,616
魚類養殖	0	0	81	1,223	133	1,717	40	700	254	3,640
貝類養殖	19	27	32	209	112	693	2	3	165	932
その他	6	154	18	186	406	406	11	64	75	810
合計	70	392	925	4,549	4,953	4,953	72	1,104	1,565	10,998

（資料）Marcela Gallegos Z and others "Catastro Del Espacio Maritimo Autorizado Para La Acuicultura Y La Necesidad De Maximizar El Uso Del Area En La X Region" Investigaciones Marinas Vol.21(1993)

養殖漁業権の設定も急速に進み、1991年には1,500件を超えていた。これらすべてが機能していたわけではないが、養殖ビジネスが相当な広がりを持って発展していたことはわかる。

政府は1980年代後半から全国に海藻増養殖（採藻を含む）権を設定する作業を開始し、89年にはオゴノリの増養殖を行う754ヶ所が排他的な区域として登録されていた。第10州にその相当部分があったと思われるが、海藻の生産量は飛躍的な増大をみたのである。後述するが、政府は海藻養殖権の多くを漁民組織に与えたため、漁村ではシンジケートなどの漁民組織を設立する動きが広がった。

マクロ・レベルはともかく、1980年代終盤から90年代にいたる養殖業の発展は、零細漁村の漁業生産力や個別漁民のレベルにおいては競合的であった。養殖業の中心であるサケ類養殖はきわめて資本集約的であり、企業的な経営体が多い。このなかには日系企業のように加工・輸出過程を総合的に統括する機能と体制を備えた企業が多数含まれている。もちろん、養殖技術が平準化して普及し、加工・流通体系が整備されたり、餌料産業の技術革新と生産性向上によって安価な餌の供給が容易になるなど、サケ養殖業への参入は容易になってきている。しかし、それが要求する資本規模は零細漁民の資金調達能力をはるかに超えている。養殖企業の成長によって漁民の雇用機会は増えたという点ではメリットは認められるが、その生産力は沿岸零細漁民とは隔絶された次元で実現されたものに他ならない。

沿岸域利用という点でも、サケ養殖業と沿岸漁業は対立関係に立っている。サケ養殖業が本格的な成長期に入る1980年代、政府はまだ養殖業者に与える特定海域の排他的利用権（コンセッション）について明確な規定と方針を持ち合わせていなかった。湾全体に及ぶ養殖漁業権が与えられた外国系企業の例もあった。初期段階では生産実態が伴った権利設定ではなかったために、漁獲漁業に対する影響はそれほど直接的ではなかった。だが、80年代終盤から90年代になると、コンセッションが実態のあるものとして機能し始めた。そ

のため政府は90年代初頭に従来の権利を再配分し、新たな海域を養殖振興区域のなかに組み込んだ。この過程で養殖企業体による沿岸域の囲い込みが進行し、零細漁業と養殖業との対立がしだいに先鋭化することになったのである。

4-3-2 沿岸漁業集落と漁民層分解

第10州には99の漁業集落があり、1万3,000人弱の人間がそこで漁業に従事している。80年代後半からの沿岸漁業の不振により他産業に移動した漁民が多く、1989年の漁民数は2万1,000人からその数は急減している。また、漁民登録から漏れた漁民がいた可能性もある。漁業集落のほとんどは定住性集落であり、いわゆるルーラル地域にあり、漁船隻数によって集落を分類すると、35隻以下の小規模集落が62を数える。もちろん、300隻近い漁船を擁する村落もあって規模はまちまちであるが、概して小集落が点在している。主要な漁業は潜水漁業である。巻き網と延縄もあるが、その数は限られている。

水揚げ施設や棧橋、流通関連施設などの基本的インフラを備えていない集落が半数を超え、社会基盤整備は立ち遅れている。零細漁民が多いChiloe県ではインフラ施設がない集落は35を数える。漁港関連施設の建設が1980年代終盤から90年代初頭にかけてやっと各地で行われるようになったが、まだ拠点地域での建設にとどまっている。

第10州の沿岸零細漁業は潜水漁業が中心ではあるが、実際の漁業種類は多様である。潜水漁業のほかに釣り、カゴ漁業、海藻採取業などが行われている。季節や資源動向に応じていくつかの種類を組み合わせる操作するのが一般的である。また、潜水漁業にもアサリ・アワビ・ロコを中心とする経営、マテ貝の採捕に重点をおく経営など、バリエーションが見られる。

所有する漁船を分類した表8から、漁民の階層分解に関して次のような事実を指摘できる。まず、船長12m未満の漁船が圧倒的に多く、漁業規模の零細さが伺える。一方、船内機付き漁船が全体の半分近くを占めること、このタイプでは8~12mのクラスの漁船が多いことなどから考えて、漁家経営の規模が以前に比べて大きくなっていることである。船外機付き漁船は6~8mクラスが多いが、これらは潜水漁業のほかに海藻採捕や釣り漁業などにも使用される。これら二つのタイプの漁船所有の間に漁獲量の格差があるかどうかは明らかではないが、沿岸漁業においても漁民層分解が相当進行しているのがわかる。未動力船は全体の1割近くを占め、素潜り潜水、釣り、海藻採取などに使用されている。

表8 漁船規模別・種類別隻数

単位：隻

	船内機付き漁船	船外機付き漁船	未動力船	合計
4m	0	2	9	11
4.1-6.0	4	180	220	404
6.1-8.0	237	1,482	168	1,887
8.1-10.0	656	297	4	957
10.1-12.0	403	19	1	423
12.1-14.0	182	3	0	185
14.1-16.0	68	1	0	69
16.1-18.0	37	1	0	38
合計	1,587	1,985	402	3,974

(資料) Registro Artesanal, SERNAP

第10表は主要漁業の年間の操業状況および収支分析を示したものである。動力船を使って潜水漁業に従事する漁民が6,800人と最も多く、漁船隻数も1,800隻を数える。対象魚種はアサリ・カキ・アワビなどである。このタイプの潜水漁業はマテ貝を採捕する経営よりも規模が大きい。操業は通年行われ、その経営支出も約1万3,000ドルにまで拡大している。年間の漁業総収入は2万9,000ドルとなり、船外機付き漁船によるマテ貝収入の3倍強となっている。船主、潜水夫、乗組員助手と水揚げは分配されるが、その割合は地域や船の所有形態によって若干異なる。マテ貝の採捕を行う経営の収入は約3分の1となり、船主取り分はさらに小さくなる。潜水漁業のなかにも多様な階層が存在しているのがわかる。

漁業集落には潜水夫や助手を始めとする漁業労働者が多数存在している。1989年の調査では漁民にほぼ匹敵する数の潜水夫・助手がいた。現在も集落によっては漁業者の半分以上が乗組員であるところが多い。この他に漁村雑業層がいることを考えると、沿岸漁村は等質的 (homogeneous) な社会ではなく、かなりの異質性 (heterogeneous) を備えている。

最近の極端な漁獲量変動は、漁業集落内の限界的な地位にある漁民層、乗組員や雑業者に対して深刻な影響を与えている。チロエ県のAncud-Hueihue集落には船主・潜水夫・乗組員などをあわせて665人の漁民が登録されているが、総水揚げ量は1991年をピークに激減し、貝類は2万5,000トンから8,500 tにまで落ち込んだ。その結果、漁業従事者1人あたりの水揚げ量は42.6tから17.8 tにまで減少した。チロエ県の集落はもとより他県でも同様な傾向がみられる。第10州全域で下層漁民や雑業者層の生存基盤が根底から脅かされているのである。

第10州では零細漁民が多数いたとはいえ、かなりの漁民は潜水漁業に従事することによって収入を確保し、生産手段の装備を整えて拡大再生産の途を歩んでいた。下層漁民でも1990年代初頭まではオゴノリなど海藻採集や増養殖による収入確保の途は開かれていた。

状況が一変したのは90年代初頭から半ばにかけてである。問題は、現在の局面を漁民層の全般的な落層化とみるかどうかという点である。以下ではこの点を考慮しながら、個別の漁民経営や地域漁業が全体としてどのような方向をたどりつつあるのか、事例を踏まえて検討してみよう。

表10 主な漁業種類の経済概況（1993年）

漁業形態	潜水漁業	潜水漁業	延縄漁業	潜水漁業
主な対象魚種	アルメハ、クレンゲ、ロコ (アサリ・アワビ・カキ)	ナバフエラ、ウエポ (マテ貝)	コングリオ、ミナミ・メルルーサ	ナバフエラ、ウエポ (マテ貝)
漁民数	6,800	400		597
漁船数	1,828	200		180
漁船のタイプ	動力船	未動力船	動力船	動力船
平均船長(m)	10	6	8	8
操業日数(日)	234	130	117	190
乗組員数(人)	4	3	4	3
投資額 (M\$)	5,200	725	3,700	1,950
年間漁業総収入 (M\$)	11,625	1,271	7,430	3,664
雇用主年間収入 (M\$)	3,968	352	1,115	1,114
潜水夫年間収入 (M\$)	2,107	467	-	748
乗組員年間収入 (M\$)	1,054	233	878	498

(資料) Nivel De Ingresos Subsector Pesquero Artesanal, 1993

4-3-3 チロエ島周辺の漁業

チンキウエ公社はパイロット的に養殖技術の普及を行うために、候補地となる集落を選定中である。事前調査団はそのうちの幾つかの集落を訪問し、聞き取り調査を実施することができた。

1) 半農半漁と賃労働による生活対応

調査集落はチロエ島の北部にあって、漁民は潜水漁業、海藻採捕、釣り漁業などに従事している。商業的漁業が主流になっているとはいえ、市街地から離れた集落では半農半漁が広範に残っている。下層漁民は沿岸漁業の不安定さと生産性の低さを補うために、自給的な色彩の強い耕作農業を営んでいる。同地域では牧場開発が進み、酪農などの牧畜業の

主産地形成が進んでいるが、零細漁民の多くは小規模の主穀生産や野菜栽培に従事している。農業と漁業の零細性は相互に規定的であり、地域社会における漁民の経済的地位の低さがうかがわれる。

半農半漁による生産性の低さ、所得の零細さを補うのが賃労働である。潜水漁業の潜水夫やその助手、雑業によって収入を得る下層漁民は多かった。統計資料で確認したように、零細漁業の分野で予想以上に雇用関係が発達しているのは、他産業での雇用機会の少なさと漁村の過剰人口によるものであろう。上層漁民は低賃金の漁業労働者の存在を背景に、労働集約的な潜水漁業の経営を維持してきたと思われる。

零細漁業が行き詰まりを見せた1990年代、サケ養殖企業による労働力需要が増大した。これが下層漁民や賃金労働者の生活対応の上できわめて重要な役割を果たすことになった。

2) 潜水漁業を中心とする地域漁業の実態

潜水漁業の形態は様々であるが、通常は船長10m以下の漁船にコンプレッサーを装備して操業している。4人乗船する場合には2人が潜水し、残り2人が操船を行うのが一般的である。

Pullinque訓練センター周辺の集落では冬期はカキ類、夏はオゴノリなどの海藻類の採捕が広く行われている。水深1.5～3.0mの前浜周辺が主な漁場で、ほぼ毎日45時間行われる。カキ養殖が盛んになるにつれて天然稚貝への需要が高まり、5cm以下の稚貝も採捕されている。漁獲物は仲買人に販売される。分配は船主が25%、潜水夫1人当たり25%（2人で50%）、助手2人が残りの25%を受け取る。船主は潜水夫を兼ねることが多い。操業海域の中には養殖漁業権がすでに設定されている区域や禁漁区域が含まれており、漁民の漁業管理や資源管理に対する意識は希薄である。もっとも、これら制限区域の設定が地域の零細漁民の漁獲実態に適応していないともいえる。

Punta Chile集落には70戸の漁家があり、夏は漁業、冬は農業というのが一般的である。潜水漁業ではウニ・アルメハ・ロコなどを採捕し、メルルーサを対象とする釣り漁業もある。漁家の女性は主に前浜で採貝や採藻に従事している。潜水漁業は前浜で営まれ、採捕する場所はほぼ決まっている。漁獲規制はほとんど働いておらず、漁民は自由な漁業を営んでいる。

ここの集落ではシンジケートという漁民組織を設立して、それを受け皿に6.5haの海藻増養殖権を確保し、栽培から収穫まで集団的に取り組んでいる。現在、共同増養殖に参加している漁家は25戸、設立当初（1985年）から比べて大きく減少している。海藻価格が下落したのが原因と言われる。収穫作業には2週間を要し、全員参加を基本としている。女性の出役も認められており、男性と同等に扱われる。昨年の販売実績は乾燥重量にして14ト

ン、kg当たり価格は260～275ペソ、総販売額は3.6百万ペソであった。シンジケートが一括して販売し、出役に応じて販売代金を分配している。18人の組合員はチョリートやチョルガの貝類養殖も手掛けている。シンジケートが3haの養殖漁業権を所持している。昨年のチョルガの販売実績は20 t、160万ペソであった。貝類は主に加工工場に販売している。

Punta Chileの漁民は潜水漁業や漁獲漁業が抱える問題を、海藻や貝類の増養殖を漁民間の共同で行うことによって回避しようと努めている。

AncudのLecam集落は半農半漁の村であるが、ロコ、アルメハ、チョルガ、ウニなどを対象に潜水漁業を営む漁家が多い。しかし、集落内の漁民間の競争や大型漁船が他地域から参入してくるために貝類資源が枯渇し、漁家経済は深刻な事態に直面している。このため、漁民は潜水漁業に見切りをつけて労働力需要のあるサケ養殖企業に雇用されるか、シンジケートに参加して養殖業に従事して所得の補填を行うかを選択する者が多い。

この集落にはLinaoとLecamの名がついた二つのシンジケートが存在する。前者については、100戸の漁家のうちシンジケートの組合員は29戸である。組合員は4haの海藻養殖権を確保して共同増養殖を行い、乾燥重量にして35トンのグラシナリオを生産している。例年、5～9月の間に共同増養殖が行われ、組合員の出役は40日ぐらいである。Linaoのシンジケートの特徴は共同作業を組織し、組合員の出役状況を把握・記帳する体制が整っていることである。シンジケートは100トンの貯蔵能力をもつ倉庫を所有しており、乾燥・貯蔵・販売も共同で行っている。昨年は乾燥換算で35tの海藻をAncudから買付けに来る2～3人の仲買人に販売した。販売代金は漁業権費用などの経費を差し引き、出役に応じて分配している。昨年の分配額は1人当たり70万ペソであったが、これは組合員世帯の平均年収の25-30%に相当する。

LecamでもLinaoとは別の区画を前浜に設定して、海藻増養殖に取り組んでいる。しかし、Linaoに比べてシンジケートの設立が遅れ、参加漁民の数も12名（漁家50戸）と少ない。8haと区画は大きいが生産力が低く、昨年の収穫は乾燥重量でわずか3000kgであった。申請はしているが正式な養殖漁業権が交付されていないため、漁業権に関わる費用支払いはしていない。

現在、Lecamが養殖漁業権を設定している12haのうちの4ha分の区域を使って、二つのシンジケートが協力してチョリート養殖を試みている。これは労働力はあるが区画を確保できないLinaoと、区画はあるが労働力のないLecamの相互の利害が一致したためである。ただ、Linaoのなかに共同作業に反対する組合員がおり、全面的な共同化にはいたっていない。昨年の販売実績は約400万ペソであった。

以上の三つの地域漁業に共通しているのは、潜水漁業が行き詰まり、活路を海藻や貝類

の増養殖に見出そうとしていることである。もちろん、これとは別に、他産業に雇用機会を求めて兼業化を進める者や、離村する者も少なくない。チロエ島北部地域の沿岸漁業は生産力的には停滞・衰退局面に入り、生産体制の編成替えを迫られているのである。

4-4 漁民組織の現状と展望

4-4-1 漁民組織の概要と最近の動向

1) 漁民組織の概要

チリでは、沿岸零細漁民の生産や生活の向上のためには、漁民自らの自助と参加を前提に協同組合的な組織を設立し、様々な分野の経済的協同活動を営むことが有効であると考えられている。沿岸漁業開発と漁村整備が本格化するにつれて、政府は、政策の受け皿となって漁民への仲介媒体となる漁民組織の必要性を認め、その普及に努めることになった。

現在、三つのタイプの漁民組織が存在している。漁協、協会（アソシエーション）、シンジケートがそれである。それぞれ異なる組織構成と形態を採用しているが、基本的な違いは依拠する法や制度が異なっている点にある。漁協と協会は経済省の管轄下であり、労働省がシンジケートを監督している。漁協と協会は漁民の要求に基づいて経済活動を営むことができる。漁協は組合員の出資金を受け入れるとともに、事業活動によって生まれた剰余金を組合員に還元できる。一方、協会には出資金制度がなく、剰余金を還元することはできない。シンジケートは他の組織と同じように組合員の福利厚生に関するサービスを提供できるが、経済活動はできない。

歴史的には、チリの漁民組織は漁協から出発している。協同組合の一分野として登場し、1960年の協同組合法が施行されて以来本格的な発展をみた。70年代前半までは社会主義的政策を背景に漁協の設立が進み、全国には62の組合があった。だが、クーデター後の軍事政権は漁協への援助を停止し、80年代初頭には治安維持の観点から組合の多くを解散に追い込んでいったのである。漁協の側も政策依存体質が強く、政策的な支援がストップされると活動は停滞してしまった。解散する漁協が続出し、現在では22組合が登録されているだけである（表11参照）。

漁協に代わってシンジケートの組織拡大が進んでいる。1980年代後半になって全国で設立が進み始めた。協会も同様な傾向を見せている。何らかの漁民組織に参加する漁民数は87年には約1万人であったが、93年には2万5千人にまで増大し、参加率は68.3%に達した。協同活動に対する社会的環境が大きく変わったこと、とくに漁業権が漁民組織に賦与されることになったのが大きなインパクトになった。シンジケートと協会は着実にその組織を拡大していった。漁協が順調に発展しなかったのは、過去の失敗の経験が大きかったため

に、漁民はもとより政策担当者の間には漁協に対する否定的な雰囲気支配していたためである。また、漁協の設立と事業活動には煩雑な手続きと長い時間を要したことも一因である。漁協の運営は漁民出身ではない参事によるのが一般的で、組合員の親近感が希薄であると言われる。一方、シンジケートや協会は経済活動に制限が加えられているとはいえ、設立や運営も簡単で、組合員の意向が反映されやすい構造になっている。

表11 漁民組織の推移

	1960	1975	1980	1987	1989	1993
漁協	6	69	32	21	16	22
シンジケート	30	34	33	131	181	365
漁民協会				39	75	128
合計	36	103	65	191	272	515

2) 漁業管理と漁民組織

1980年代半ば、沿岸資源の過剰利用による弊害が顕在化したのに対応して、政府は様々な漁獲規制を設定して漁獲行為と漁場の管理、資源の効率的な利用を盛り込んだ新しい漁業法の制定に向けて歩み始めた。漁業権制度や漁民登録制度の導入は、これまでの増産を第一義とする漁業政策を転換し、管理型漁業への模索を本格化したものと言える。零細漁民には海藻採捕と増養殖のための特定区域の排他的利用権を認め、集団的な管理体制のもとで海藻生産を奨励した。シンジケートは“concession”の受け皿となったのである。この時点で漁民組織に対する政策当局のスタンスに大きな変化が生じたのである。

1991年漁業法の画期的な点は、零細漁民の登録・管理と沿岸域の漁業管理方式を確立し、漁場開発の度合いに応じて科学的な漁業管理を実施しようとしたことである。新しい管理方式は、一定海域での漁獲行為を排他的に行う集団的な権利（Area De Manejo Y Explotacion De Recursos Bentonicos、共同漁業権ないしは地域漁業権）と養殖漁業に関する権利(Concesione De Acuicultura、区画漁業権)によって構成される。前者は「合法的に設立された零細漁業者（Pescadores Artesanales）の組織」に限って、利用許可を得ることができる（漁業法第48条d）。この利用権は一定期間終了の後、養殖を行う権利として再申請することができる。なお、養殖漁業権は個人・法人のどちらでも取得できる。

新漁業法では、沿岸漁民がある特定海域で漁獲行為を行う際に、フォーマルな漁民組織に参加することを奨励している。養殖漁業権も個人や企業単位で取得できるとはいえ、要求される諸申請や資源利用計画書など、零細漁民が個々に対応するのは難しい（漁業法第4章に規定）。漁民組織などが集団的に取得して、必要に応じて分割するのが実際的であ

るとされる。注目したいのは、政策当局は資源を持続的かつ効率的に利用する能力を、該当する漁民組織や個人・企業が有しているかどうかを審査する制度を重視していることである。適正な資源利用と確実な投資計画の遂行が強く求められているのである。

表12は1993年時点の漁民組織の分布状況を示したものであるが、どの地域でもシンジケートを中心に組織化が進んだことがわかる。漁民の参加率は60-70%とかなり高い水準を実現している。第10州は71%と平均を上回っている。ただ、管理型漁業への過渡期ということもあって、政府は養殖漁業権については仮許可の交付という形で処理しており、漁民組織が実態のある養殖漁業権の管理主体となっているかどうかは不明である。一方、共同漁業権の交付についてはまだ準備段階にある。

表12 州別の漁民組織と組合員数

単位：組合、人

地 域	漁 協		シンジケート		漁民協会		合 計		漁民参加率 (%)
	組織数	組合員数	組織数	組合員数	組織数	組合員数	組織数	組合員数	
I	1	24	18	908	6	423	25	1,355	107.1%
II	2	n.a.	10	748	1	36	13	784	45.7%
III	3	n.a.	14	689	4	471	21	1,160	67.9%
IV	4	25	10	383	27	1,541	41	1,949	62.0%
V	4	238	35	2,606	3	456	42	3,300	68.5%
VI	0	0	9	423	0	0	9	423	112.8%
VII	1	47	11	397	9	277	21	721	60.4%
VIII	6	145	37	2,018	23	1,915	66	4,078	68.8%
IX	0	0	5	184	6	183	11	367	141.2%
X	0	0	203	7,536	38	1,557	241	9,093	71.0%
XI	0	0	7	n.a.	8	930	15	930	48.2%
XII	1	29	6	673	3	246	10	948	58.3%
合 計	22	508	365	16,565	128	8,035	515	25,108	68.3%

注 重複して加盟する漁民がいる。
(資料) FUNCAP 前掲資料。

漁民の間で経済的共同活動への動機が弱く、活動の基盤となる漁業インフラの整備も遅れている。漁民組織は漁業権管理団体として機能する可能性はあるが、現段階では、経済活動を行う団体として発展する可能性は少ないと思われる。

4-4-2 チロエ島北部の漁民組織の活動状況

1) シンジケート組織の活動

現在、第10州には203のシンジケートと38の協会がある。組合員規模は小さく、シン

ジケートで1組合当たり37人、協会で40人にすぎない。集落を基盤とするシンジケートが集まって設立するのが連盟で、チロエ県には地域連盟が幾つか存在する。Confederacion Nacional De Pescadores Artesanales De Chile (CONAPACH) という全国組織があるが、シンジケートや連盟、さらには他の漁民組織すべてが加入しているわけではない。連合組織は経済活動に対する取り組みが弱く、もっぱら圧力団体として機能し、情報交換や普及・啓蒙活動を活動の中心に据えるところが多い。

チロエ島北部で調査したシンジケートは、1980年代の終わりから90年代初頭までの間に設立された組合が多い(表13参照)。政府が海藻養殖に関する権利をシンジケートに優先的に与えたため、各地で設立が相次いだ。

天然藻の採集しかできない地域では、シンジケートは採集地区の組合員への割り振りや監視活動を行っている。養殖地域では、LinaoやLecamの事例で触れたように、共同で植え付け・管理・収穫を行っているところが多い。世話人が中心になって作業を計画・実行し、生産物を共同で販売している。費用と内部留保分を差し引いた後に、出役に応じて販売金は組合員に分配される。海藻の市場価格が高かった時期には、相当数の漁民が共同作業に参加していた。ただ、海藻の市場価格が低迷するようになると、共同活動に参加する経済的メリットは薄れ、脱退する組合員が多くなった。調査を実施したシンジケートでは海藻の共同増養殖は比較的順調に運営されているように見えたが、それでも参加漁民数を着実に減らしている。

最近ではチョリートやチョルガなどの貝類養殖に取り組むシンジケートが増えている。チンキウエ公社からの資金的援助とIFOPの技術指導を受けて貝類養殖に取り組んでいるLinaoやLecamでは比較的順調にしている。ここでは1991年から22名(男性12名、女性10名)の組合員が4haの海面で貝類養殖を始めた。収穫後の1人当たり分配金額は20万ペソ、およそ30日分の賃金に相当する収入を得ている。海藻養殖での共同作業の経験があったこと、女性の参加率が高く安定した組織活動を維持できたこと、公社などから集中した支援があったこと、などが成功の要因としてあげられる。

しかし、養殖漁業権を確保するために漁民がシンジケートを設立したケースが多く、経済活動への取り組みは低調である。Ancud漁港には、政府が建設した小規模な棧橋施設を利用して、飲料水を漁民に提供し、貯蔵施設を賃貸するシンジケートがある。小額ではあるが資金融資を行ない、毎月の会費積み立てから組合員の死亡などに対して弔慰金を支払う制度も運営している。さらに、チンキウエ公社から燃油を仕入れ、漁民に販売する計画をもっている。

Arugeroのシンジケートは、かつて漁民がコンプレッサや漁船を購入する際に融資をして

いた。限度額は10万ペソ、無利子ではあったが、購入品の価格にインフレ率をかけたものを事実上の利子として受け取っていた。だが、一部の組合員が返済を怠ったために、融資活動を継続することはできなくなった。

事例調査からみる限り、シンジケートは次のような特徴をもっている。第1は、集落を基盤に成立しているとはいえ、わずかの数の漁民が参加する小規模な組織が多いことである。集落内に複数のシンジケートが乱立していることも珍しくなく、漁民同士の社会的結合の弱さがうかがわれる。養殖区域の確保をめぐる集落内で競合関係があり、漁民間の調整が十分に機能していない事例もあった。第2は、海藻などの共同養殖に取り組む組合はあるが、全体として活動領域は狭く停滞的である。第3に、漁民のシンジケートに対する姿勢が便宜主義的なことである。現在、シンジケートが再び脚光を浴びているが、それは組合員資格が養殖漁業権や共同漁業権にアクセスするための要件になりつつあるためである。その意味では、政策当局が漁民組織を政策遂行の手段とみなしていることを、漁民は正確に判断している。

2) 連合組織の未成熟と政治主義への傾斜

チロエ県ではシンジケートの地域連合組織（Federecion, 連盟）が設立されているが、その活動はまだ限られている。連盟には明確な運動方針があるわけではないが、漁民が漁業権を得るのを容易にしたり、中央政府や地方政府に対して沿岸漁業の振興に努めるように様々な形の政治的圧力をかけることに重点を置いた活動を展開している圧力団体のような性格を備えており、単位加盟組織の事業活動を補完をするといった機能はあまり果たしていない。

一方、1991年漁業法の施行を相前後して連盟の存在意義は以前よりも高くなっている。零細漁民は所定の手続きを経て登録することを義務づけられるようになり、彼らにも法的知識や規制への理解が要求されるようになった。法制度が大きく変わるなかで、漁民が不利な状況に追い込まれるといった事態もみられる。社会開発投資の対象から除外され、発展から取り残された沿岸零細漁民の間には、制度改革への不満や生存への不安が増幅されているのである。

漁業制度改革の必要上から、零細漁民の組織化は着実に進んでいる。個別のシンジケートでは組織・事業活動の領域が限られることから、連盟に対する期待は高まっている。連盟の設立には便宜主義的な傾向が強いが、チロエ零細漁民連盟のように漁民教育に力を入れ、政府が提供する漁民教育の受け皿となろうとする動きもある。こうした活動を通して連盟は漁民が直面している様々な問題や要求を集約する機関になり、政治や行政に対する

デモンストレーションを組織することもある。今後、漁民の経済的・政治的要求がどのような形で連盟に吸収されるのかは留意しておく必要がある。

4-5 プロジェクトの効果に関する諸論点

これまでは本プロジェクトが直接・間接に関わる沿岸零細漁業をめぐる諸環境について述べてきた。次に、JICAによる底棲生物の養殖技術の移転が、沿岸漁業の構造変化や漁業制度改革のなかでどのように位置づけられるのか、また、それが最大限の社会経済的効果をもたらすにはどのような点に配慮することが求められるかを述べる。

4-5-1 受益者層とアクセスのための条件

1) 受益者層の性格

チンキウエ公社は養殖技術を零細漁民に普及し、彼らの生活・生産基盤を強化しようとしている。沿岸資源の減少のために、漁民の生活基盤である漁業が崩壊しかかっている地域も多く、漁民の多くが底棲生物の養殖の導入に期待している。すでにチョルガやチョリートの養殖に取り組んでいる地域もあるが、輸出志向型のカキ・ウニ・アワビなどの養殖に対する関心が高まっている。

チンキウエ公社はPullinque訓練センターやパイロット・ファームの運営を通じて、漁民への増養殖技術の移転と生産体制の確立を目指している。技術移転の波及効果の大きさは、パイロット地域での技術指導が適正に行われることと、それを漁民に定着させるための条件をどう整備するかにかかっている。

養殖漁業権の設定とも関係するが、漁民個人による養殖か、それともシンジケートを主体にした集団的養殖かによって、受益漁民層は異なるであろう。上層漁民が分厚く存在している地域では、集団的な区画漁業権の設定を行っても、実際には漁民が独自に養殖を行うと思われる。この方式では下層漁民は参加しにくい。一方、LinaoやLecamでのチョリート養殖にみられたような方式を採用すると、出役という形態を通して広範な漁民が参加できる。ただ、Linaoのように漁民組織のなかに明確な責任分担と専門的に管理する人間がいなければ、養殖技術の移転はスムーズには進まなくなる懸念がある。

2) 技術普及における漁民組織の役割

公社がパイロット地区を選定して技術普及を行うには、シンジケートなどの漁民組織に媒介させることも一案である。チリ側によるプロジェクトの立案過程では、漁民組織が次のような三つの役割を果たすことが期待されていた。

第1は、漁民組織が養殖漁業権を管理したり組合員に再配分することである。現行漁業法では、養殖漁業権は個人ないしは企業でも取得できるが、零細漁民の場合は集団で海域利用の権利を申請するほうが容易である。漁民組織が漁民間の調整を行ったり、集団的な利用を実践するほうが实际的であろう。第2は、漁民組織が共同作業を管理・組織し、あわせて共同販売を実現することである。LinaoやLecamでの生産・流通の共同化の成功を高く評価し、この方式で新しい養殖技術の定着をはかるもので、漁民組織は生産の基礎単位としてその機能を発揮することになる。第3には、漁民の生産・流通に関わる条件を整備することである。漁民融資の受け皿として機能させ、共同販売によるメリットを組合員が享受できる環境を整えることが計画された。漁民組織を総合的な漁村開発の受け皿にしようとする意図が働いていたのである。

チンキウエ公社のパイロット・ファームの運営には、漁民組織の存在とそれへの漁民の参加が不可欠であると考えられた。シンジケートの運営の成否が技術普及の鍵を握っているというのが公社の基本的な認識であろう。

3) フォーマル金融の体制整備

パイロット・ファームの成否と参加漁民の経済的性格を規定づけるのは、フォーマル金融の体制がどの程度整い、どれぐらいの範囲の漁民に融資できるかである。漁民組織に資金調達能力がほとんどないことから、政府の基金や金融機関による漁民融資が必要不可欠である。

パイロット・ファームに参加する漁民がフォーマル金融にアクセスできる方法には次のようなものがある。第1は、融資限度額100万ペソを金利2%（月利）で、労働省が15ヶ月を期限に貸し付ける制度である。連帯保証は必要なく、漁民が購入した資材を担保としている。借入れを希望する漁民は技術レポートと経済レポートと呼ばれるフォーマットを作成し、それぞれ審査を経なければならない。かなり複雑な手続きを要求されるが、担保力や収入力をはっきりと証明できない漁民にとっては有効である。ただ、返済期間が短いため海藻養殖には適しているが、貝類養殖には不向きである。

最近、チンキウエ公社は、上記の労働省の融資制度の技術レポートの審査機関として認定された。公社が関わるパイロット・ファームにはほぼ優先的に融資が行われる体制ができあがったと考えられる。現在、公社は1件あたりの融資限度額を600万ペソにまで引き上げ、貝類養殖に必要な長期融資体制を整備することを労働省に要請している。

第2は、経済省や企画開発庁の融資スキームである。企画開発庁のFOCIS(Fund De Solidaridad Y Embacion Social)は団体融資・補助を主に扱っており、公社が行ったイガイ養

殖の5つのプロジェクトに対する融資実績をもっている。法人資格を備えたフォーマルな組織・機構を融資対象にしており、LinaoやLecamのシンジケートは資金を借り入れることができた。公社はこれらの融資制度の利用を考えている。すでにPullinque訓練センター周辺の漁民何人かが、公社の指導のもとで養殖技術導入のための融資申請を準備している。

この他にSERNAPが管理する零細漁民信用基金、人民銀行などの公的融資機関があるが、全体としてみるとフォーマル金融へのアクセスはまだ十分とはいえない。

4-5-2 プロジェクト実施上の留意点

1) 「海の囲い込み」について

本件プロジェクトの実施に当たって留意すべき点は、公社の責任において企画・実行することになるであろう技術普及のパイロット・ファームに関してである。日本の技術協力がこれにどのように関わるかについては今後検討されると思うが、パイロット・ファームの運営の成否が日本の技術協力の現地での評価を左右する可能性がある。

1991年漁業法が普及・定着する過渡期の段階にあり、漁民と養殖企業との間はもとより、漁民間でも熾烈な漁場権獲得競争が繰り広げられようとしている。海の線引きは完全には終わっていない。聞き取り調査で明らかになったように、零細漁民が養殖に活路を見出そうとしても、前浜にはすでに権利設定がなされていたり、生産力が低い不利な区域しか残っていないことも多い。技術移転の過程で生じると思われるのは次のような問題である。

漁民組織を単位に養殖技術の普及と定着をはかるにしても、養殖に適した前浜や海域を確保できるかどうかである。実際に養殖が行われているかどうかには関係なく、小さな湾内や湾奥でも囲い込みは進展している。パイロット地域では養殖区域の確保に問題はないと思われるが、養殖技術が普及する段階では、漁業権をもつ特定の人間・集団に養殖技術の成果が偏在してしまう懸念がある。

今一つは、パイロット・ファームの実施地域で、利用実態と無関係に養殖漁業権が設定される可能性についてである。詳しい実態は不明であるが、養殖漁業権が複雑に入り組んでいる地域で、釣りや潜水漁業が行われている事例があった。養殖漁民とその他の漁民との間に摩擦が生じる恐れがある。一部の地域ではパイロット・ファームの誘致に向けた運動が始まり、漁民のグループが先行して養殖漁業権を申請・取得する動きがある。パイロット・ファームといえども、漁業権の設定状況や、実際の漁場利用に配慮する必要があることを強調しておきたい。

2) シンジケートについて

パイロット・ファームの運営において、シンジケートが重要な役割を果たすであろうことはすでに述べた。Linao、Lecam、Punta Chillenでは比較的順調に活動が行われているようにも見えるが、幾つかの問題を抱えている。漁民の一部が参加していないこと、資金吸収基盤が脆弱で経済事業を展開できる余地がほとんどないこと、協同活動をリードできる人間やノウハウの蓄積が少ないことなどである。漁民組織の育成にはかなり力と費用を割かざるをえない状況にある。

漁民組織の育成が沿岸零細漁業の発展にとって重要な課題になることは明らかである。しかし、それは漁業権の管理制度や市場流通政策、インフラ投資政策などの長期的な施策を要するだけに、養殖技術の普及とだけ連動させて考えることはできない。また、政府の市場流通政策の基本が競争の促進と自由流通による効率性の確保にある以上、漁民組織を通じた共同販売が漁民にとって効率的とは限らない。民間流通のほうが養殖生産に対して大きなインセンティブを与えるかもしれない。

もちろん、漁民の間には協同組合的な活動への期待が高まっているだけに、段階的な発展戦略と体制さえ整えば、漁民組織が発展する可能性は十分にある。

3) 包括的な沿岸零細漁業政策の欠如について

第10州は沿岸零細漁業が集中している地域ではあるが、漁民に対する政策的支援はきわめて貧弱である。融資制度、インフラの整備、漁民組織の振興は遅れたままである。総合的な視点から漁村開発をしようという動きに欠けている。

今回のプロジェクトは、沿岸域資源の再生産が崩壊しかけている漁村に、漁業権の確立と調整によって増養殖漁業を導入しながら、さしあたりの所得機会を与えようというものである。ただし、技術普及といえども競争原則に則って行われるもので、機能性を備えた漁民組織や漁家経営によって担われることに変わりはない。導入する技術の質や水準、必要な投資金額によっては、プロジェクトの直接・間接の利益を享受できる層に偏りができるかもしれない。

沿岸漁村の社会経済的基盤が急速に掘り崩される一方、企業的な漁業経営体の成長は続き、輸出志向型の加工関連産業も急速な発展をみせている。そのギャップが大きくなりこそすれ、縮まることはない。抜本的な再編成と包括的な零細漁業政策がないままに資源の枯渇という事態に直面し、そのうえ新漁業法による構造的な再編成が進みつつある。漁村インフラ整備への取り組みに遅れが目だち、村落での組織的な生産・生活改善への動きは欠いたままである。こうしたなかで競争的な漁業権制度が持ち込まれようとしているのである。ここに沿岸零細漁民が直面する幾重ものジレンマがある。

5 WID・社会調査

5-1 WID・社会調査の意義

本プロジェクトは、チリ国第10州における資源管理型漁業を導入し、水産政策を「捕る漁業」から「つくり育てる漁業」へと転換するとともに、漁家の生産向上を図ることで貧困問題の解決へ寄与する事を目的とし、ウニ、アワビ、カキ、ホタテの種苗生産を初めとする増養殖技術開発にかかる技術協力を日本側に対し要請してきた。今回の事前調査においては、要請内容の確認、協力の基本方針案の策定を目的としたが、WID・社会調査が項目に加えられたのには、以下の基本的な考え方が背景としてある。

1. 水産資源を含む天然資源の利用に関して、女性は男性と異なる意見・ニーズを有している場合が多い。
2. 女性は水産資源等の天然資源の利用者であるとともに、維持・管理・経営に関わっている場合が多い。
3. 女性と男性ではこれら資源の利用・管理方法、役割が異なる場合が多い。
4. 土地や水産資源を含む天然資源及びこれらを使って事業を始める際の資金・融資、漁具等に対する女性のアクセスとコントロールが社会的に制約されている場合が多い。

今回のような零細漁民層の生活向上に寄与するような資源管理型の増養殖漁業のプロジェクトが、より公平に効率的に行われ、協力終了後も漁民や実施機関により継続されるためには、対象地域であるチリ国第10州の漁村において、資源の利用・経営が男女住民の生活・暮らしにどのように位置づけられているか、維持・管理において多様な社会グループの男女住民がどのような役割を担っているか、長期的・短期的ニーズは何であるか、当事業を実施する際の阻害要因・促進要因は何であるか、阻害要因の改善策は何か、マイナス影響を受けるグループはいないかを調査・分析し、計画策定にあたる必要がある。これらのことを明らかにするにはフィールドでの詳細調査が必要である。今回の事前調査では時間も限られていたため以下の項目についての概略を調査し、その調査結果に基づき本プロジェクトが効率的に、公平に、持続的に行われるためには、どのような社会・ジェンダー配慮が可能であるか、実施上の留意点等、今後の課題・可能性について検討した。

1. チリ国におけるWID現状一般及びWIDの取り組み
2. チリ国における水産・漁業セクターにおけるWID・社会配慮の取り組み
3. 第10州におけるWIDや貧困、社会問題の現状及び取り組み
4. プロジェクト・サイト候補地における漁村振興・漁業活動の現状

5-2 チリ国におけるWIDの現状及び取り組み状況

5-2-1 現状一般、問題

チリにおける女性人口は1992年の統計によれば総人口（13,345,900人）の50.9%で6,795,000人である。チリ女性の問題は、貧困、労働（アクセス、労働条件の改善、機会均等、パート等）、教育（均等教育、質の改善等）、健康（アクセス、改善、母子／家族、リプロダクティブ・ライツと呼ばれる性と生殖に関する権利）、政治社会活動への参加（決定プロセスへの参加促進）、家族（認知されない家族と私生児の問題）、女性世帯主、未成年による妊娠、家庭内暴力、農村（先住民女性、季節労働者）、高齢者問題など諸問題と関わり複雑である。女性の機会均等への障害として貧困、社会保守性、マチスモ、宗教などがあげられている。

またチリでは、総人口の13,345,900名の32.7%である4,369,700人（内51.8%の2,261,692人が女性）が貧困層に属し、極貧層は層人口の9%で1,199,000人（内女性は52.4%の628,411人）、極貧層でない貧困層は23.7%の3,169,000人である。貧困家庭は世帯総数の27.7%の934,100世帯で、うち極貧世帯は世帯総数の7.3%の247,700世帯、極貧でない貧困世帯は世帯総数の20.4%の686,499世帯である。

女性が世帯主である世帯は総世帯数の25.3%の834,327世帯で、このうち230,000世帯が極貧層で、女性世帯主家庭の56%が貧困層である。女性世帯主が抱えている困難な状況として、就職難（極貧層の33.7%が就労）、収入は男性世帯主の45.1%と男性が世帯主の家庭に比べかなり経済的困難な状況を強いられており、栄養失調、健康障害、子供の教育などその他の社会状況に影響を及ぼしている。農業人口は総人口の16.5%で、内女性は総人口の7.6%となっている（1992年）。

5-2-2 国家開発計画におけるWID政策の位置づけ及び取り組み状況

1991年1月3日に設立されたSERNAM（国立女性サービス庁）は、チリ国の政治、社会、経済、文化における開発において男女平等の権利や機会を目指して、調査研究や計画・戦略の策定を行っている。

SERNAMは設立目的として以下の4つをあげている。

1. 国の経済、社会、政治、文化的開発にかかる条件に女性の平等な参加を促進。
2. 様々な分野における女性の参加を促進、支援。
3. 女性の権利を擁護し、1989年にチリ政府が批准したいかなる女性に対する差別撤廃国連条約の目的の達成。
4. 男女平等・尊厳の意識を培うような文化の促進。

また、人間、市民としての男女の相互理解、女性による開発への貢献の再認識、平等な待遇を阻害するような障害の撤廃、全ての分野における女性の参加や共存に向けての改善等、ニュー・ディールと呼ばれる新戦略を唱えている。このため、まず取り組むべき課題を3つあげている。

1. 社会的・経済的・政治的・文化的発展プロセスにおいて女性の権利・機会における真の平等の成就。
2. 公的及び私的場における社会に対する女性が行っている貢献の価値の認識。
3. 家族の強化。

また、女性が様々の形で受けている差別の現状を提示し、社会における責任や機会のより公平な再分配を促すべく、「女性のための機会均等計画1994-1999」を策定している。

SERNAMはこのような課題に取り組むために、計画・研究部、地方開発部、研修・開発部、セクター部の4つを設置し、「女性が世帯主の低所得層プログラム」、「家庭内暴力防止プログラム」、「女性季節労働者プログラム」、「女性零細事業プログラム」、「青少年妊娠防止プログラム」、「女性の権利情報センタープログラム」、「法的改正プログラム」の活動を行っている。

特に零細漁民振興とも関連があると思われる「女性零細事業プログラム」ではパッケージで研修も行っており、このパイロット研修についての男性側の反応は様々だった。公共事業団の所長や女性の夫達のジェンダーについての理解を得るのは容易でなく、ジェンダーとはどういうことなのか、女性が男性とは違う意味での差別を受けているとは思えない等の意見がでた。また、研修の参加を通し女性にも多くの影響を与えたと見られ、女性の活性能力、潜在能力を十分引き出せたとしているが、この研修参加が引き金となって離婚するに至った女性もおり、男性側の協力や理解を十分得て、女性対象のプロジェクトの実施を図るのが賢明と思われる。SERNAMでもプログラムの一部としてこの活動プロセスに夫等の家族を巻き込んでいる。

「女性零細事業プログラム」ではまた融資サービスも導入しており、前述のような研修後、大半の女性が融資を借りている。例えばパイロット事業で研修を受けた120名の女性のうち103名は融資に応募し、内、97名が融資を受けることができた。融資がもらえるかどうかは要請された経済プロジェクトの質や実現可能性、そして予算の状況にあっているかどうかによる。プログラムを実施している4つの州（9州、10州、11州、12州）において、融資システムのアクセスを持つ農村人口の割合は48%で、これらは国家予算及びNGOからの拠出金で賄われている。

また、前述した4つの州において、SERNSAMが実施している研修・訓練については、例えば6コース開設されたパイロットフェーズでは、286名の女性の研修応募があり、うち120名の女性が受理され、11コースからなる現在のフェーズでは、362名の女性からの応募があり、232名の女性が研修を受けることができた。よって、合計648名の応募のうち合計352名の女性が訓練を受けるに至っている。

今回のプロジェクトの実施機関であるチンキウエ公社との連携については、第10州知事、チンキウ

エ公社、SERNAM間で既にネットワークが存在していることが表明されたが、プロジェクトに適切なジェンダー配慮を行い、女性を対象にした具体的な形で活動計画に反映させるためにはプロジェクト対象地域における女性の現状に関する詳細な調査の実施が不可欠である旨がSERNAM側から示された。

5-3 水産セクターにおけるWIDや社会配慮の取り組み

5-3-1 WID及び貧困、社会問題一般

水産分野におけるジェンダーや漁村女性の現状についての分析調査については必要性は感じられているもののまだ行われていない。SERNAM配属のWID専門家は、零細漁民の生計向上を拒む要因として以下をあげた。

1. 漁獲高が季節により違うこと。
2. 種類が豊富でないこと。
3. 新しい資源の開拓システムや漁獲方法についての技術的革新がないこと。
4. 商品化にかかる運営が困難であること。
5. 市場における新製品の開発にかかる困難。
6. 市場を探すのが困難であること。

特に商品化については特に零細漁民に影響を与える問題である。個々の漁民が浜揚げした魚介類を同じ地域に住む仲買人に販売しているのが現状で、仲買人と零細漁民の間の依存関係により仲買人が値をつけるのが通常であり、このような形態以外に販売方法は今のところないからである。値は漁獲量によって決まり、大量な漁獲量は値を下げることとなるため、漁民は計画だてて漁獲を行うことが必要である。このような状況下において零細漁民は生活改善や資機材購入のための資金を貯めることが困難であり、担保や財源がないため、国のさまざまな融資へのアクセスも拒まれている状況にある。

零細漁民がこのような困難な状況にあるに加えて、女性が世帯主である場合はさらなる困難な状況を抱えていることになる。女性は主に漁具や網の修理、清掃、販売準備、加工等の仕事の補助に関わっているが、以下のような困難な状況を抱えているとされている。

1. 報酬は漁獲の有無にかかっている。
2. 労働環境は野外とよくない。
3. 仕事の契約がなく不安定。
4. 労働保険や社会保障がない。
5. 健康へのアクセスの欠如。
6. 集団交渉を目的としたシンジケート組織の設立は難しい。
7. 零細漁民の定義は「全長18メートルまでの船を所有操業している．．．」等となっ

ており、実際は餌付けや貝採りや海草採り等の活動に従事しているにも関わらず、女性が零細漁民として統計に表われることが少ない。

5-3-2 水産セクター

SERNAPでのWIDや社会・ジェンダー配慮の取組み状況については、社会配慮に関しては「零細漁民振興法」が開発計画の中にあり、貧困対策の一貫として「零細漁民振興計画」が取り組まれているものの、WIDやジェンダー配慮については政策もなく、現在SERNAMとの連携もないのが現状である。

SERNAMでは「水産業におけるパートタイム女性」という新しいパイロット・プログラムを4つの州で実施することが検討されており、プロジェクトもこの経験を学び参考にするのは有益と思われる。

5-3-3 他の援助機関による類似プロジェクト：FAO

チリ国において他の援助機関が水産・漁業分野でどのようなWIDや社会配慮の取組みをしているのかを調査すべくFAOのRegional Officeで聞き取り調査を行った。FAOはこれまでに水産分野での協力も実施しており1960年代にIFOP(Instituto de Fomento Pesquera)という水産研究所を設立している。チリにおける最近のプロジェクトとしては、JICAの無償資金協力で設立された水産ターミナルについての助言があげられる。これはこの水産ターミナルをどう機能させていけるかについての助言で、コンサルタントに委託しチリ政府に対して行ったものである。

FAOは日本のように専門家派遣という形での技術協力は行っていないが、零細漁業振興やその問題・ニーズを明らかにする調査を行っており、それを基に現在漁業庁がプロジェクトの計画をFAOに要請している。

FAOの担当官の見解では、今後はどのように獲るかよりもどのように漁業という産業を運営させていくかを念頭に置き、漁民への研修、市場への参加、漁民の組織といった活動が重要であるとのことであった。

また、現在チリでは法律により漁場が決められるが、その際の海岸部・領域における管理も重要な問題である。IFOPは大学と協力して漁民とともに水産資源調査を実施し、零細漁業振興やコミュニティーセンターにかかるマニュアル等を作成している。

漁業におけるジェンダーの取組みについては、コンセプション大学と協力し、チリとその周辺国を対象に1995年5月に「Women in Coastal Fishing and Aquaculture」というテーマでのワークショップを開催²¹し、漁業分野におけるジェンダー研修マニュアルを作成中である。このワークショップに引き

²¹ 現在作成中の第1回目のワークショップの報告書ドラフト資料によれば、「チリ国における漁村社会における女性の現状」や「漁業・養殖の運営における女性の実体験」、「漁業組織における女性」等、様々のテーマについて別添資料として記載されることになっている。

続き、今年の1996年6月にはヴェネズエラで第2回目のワークショップ²²を開催する予定で、現在FAOのWID部と企画中である。

5-4 第10州における現状及び取り組み状況

5-4-1 地方開発及びWID取り組みの位置づけ

第10州は5つの郡（Valdivia, Osorno, Llanquihue, Chiloe, Palena）と42の市町村から成っている。第10州は多様な生産活動で特色づけられ、各郡がそれぞれの特色を持つ。林業はValdiviaを中心に北の地域に発達し外来樹種の輸入や産業化に特色づけられ、農業活動はValdivia, Osorno, Llanquihueに集中しており、漁業活動（捕獲、養殖や近年では貝類等の定着性底棲生物）はLlanquihue郡の南方やChiloe郡において活発である。

第10州における生産は国民総生産の4%にあたりチリの他の州に比べて貧困が重要な問題となっている。貧困状況は減少傾向にあるものの未だ困難な状況にある人々の数が多い。CASENが行った貧困に関するアンケート調査によれば、1987年において第10州における貧困ライン以下にある人口数は1987年には421,000人で第10州の人口の半分以上が貧困状況にあったのに対し、1992年には324,000人と35%に減っているが、約3分の1の人口が未だ貧困ライン以下にある。

チリ国は地方分権化のプロセスにあり、これが効率的に行われるには中央レベルの権限を地方の社会に連携・参加型で移行していくことが重要であるが、上記の現状にあわせ、州は経済・社会開発を重要な取り組み課題と考えている。経済開発部門では主に生産部門の開発と技術革新を重点にし、社会開発部門では社会開発と貧困の取り組みに重きを置いている。これは農村部や都市部の小規模農地所有者や零細漁民のコミュニティーを州の生産活動に組み込み貧困問題に対処していくことである。尚、民族性、ジェンダー、健康状態等の理由で社会・文化的に差別を受けている社会グループとして子供、老人、身体的困難な状況を負っている人、先住民コミュニティー、女性の世帯主等があげられている。よって、第10州における地方開発にかかる大目標は、1. 地方分権、2. 競争力のある州の民間企業の国際市場への参加及び国内市場への参加の増大、3. 公共セクターの州予算の効果的な配分・管理、運営・交渉能力の強化となっており、経済（生産）分野、社会分野におけるグローバルな戦略目標が立てられ、WIDや社会・ジェンダー配慮についてはこの社会開発の中の貧困対策（貧困状況にある都市・農村部のグループの生活状況の改善や上記であげられた社会的弱者の抱える問題の解決）として位置づけている。これらの中には女性世帯主グループや先住民グループが含まれるが、プログラムやプロジェクト策定の際に、前者についてはSERNAMがまとめた「機会均等計画」で、後者については「先住民にかかる法律」に記載してあるガイドラインや戦略に留意することになっている。

第10州における地方開発におけるWIDの取り組みについては、「機会均等計画」により全ての活

²² 参加者はチリから大学関係者1名、アルゼンチンから社会学者、コスタ・リカから「水産における女性」の専門家、ヴェネズエラから20-25名を予定しており、そのうち6-7名の参加者の経費についてはFAOが支払うことになっている。FAO側としては現状を把握している人を募りたいと考えている。日本側からの出席も希望があれば1名可能である旨がこの場で伝えられ、FAOは日本や当プロジェクトとの協調や協力について好意的である印象を受けた。

動計画にジェンダー視点を入れることになっている。このために第10州SERNAM支局がジェンダー研修を政府関係者を対象に行い、プロジェクトが適切なジェンダー配慮を行うよう監督、アドバイスをを行っている。

第10州においても女性が世帯主の世帯の割合が高く、教育や就労能力の向上や女性世帯主を対象にした零細企業にかかる技術指導を行っている。女性の漁業活動における役割も認識されているものの法的・行政的取り組みは遅れており、研修・訓練や社会保障、手当等の改善に取り組んでいく必要があると考えている。よって今回、第10州とチンキウエ公社が要請したプロジェクトにジェンダー視点を入れて計画策定し、女性が世帯主の家庭も研修・普及対象から外さないことは理にかなったことと考えられる。SERNAMも他の実施機関と連携し、他の州で零細漁民女性を対象にした水産分野における零細企業のモデル的なパイロット・プロジェクトを実施・企画中で、リーダーシップ研修や財務管理における研修コース等も担当している。

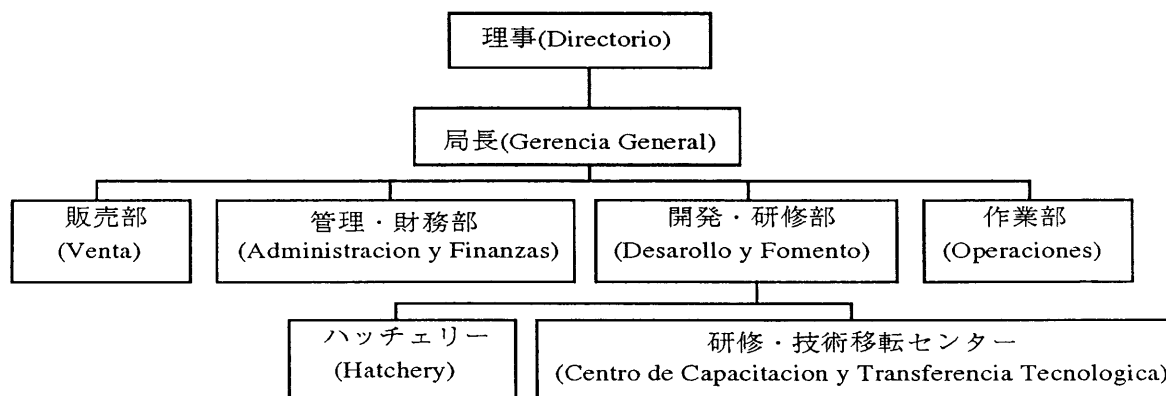
なお、今回SERNAM10州支局より本プロジェクトとの連携について以下のような可能性が提示された。

1. プロジェクト実施機関関係者、カウンターパートやプロジェクト対象者である女性に対してそれぞれのテーマでジェンダー研修を行う。
2. プロジェクトに対して水産分野におけるジェンダーにかかる必要な情報を提供する。

5-4-2 水産セクターにおけるWIDの取組状況：チンキウエ公社によるWIDの取り組み状況

1) 公社の組織及び職員数

公社の組織図は以下のようなものである。部としては販売部(Venta)、管理・財務部(Administracion y Finanzas)、開発・研修部(Desarrollo y Fomento)、作業部(Operaciones)と4つあり、開発・研修部の下にはハッチェリーと研修・技術移転センターがあり、ここが研修や訓練を担当している。



公社における男女別就労数は以下である。ハッチェリーで研究職にあたっている女性はいるが、本プロジェクトで開発・移転された技術を今後公社が適切な社会・ジェンダー配慮を行いながら普及・研修を行っていく際には女性の研修担当者の配置も有効かつ必要と思われる。

公社における男女別就労数

職員数	男性数	女性数
局長 Gerente	1	0
部長 Jefes Depto.	4	0
管理・財務部 Dpt. Admin.	3	2
開発・研修部 Dpt.Desarrollo	4 (ハッチェリー&研修)	3 (ハッチェリー)
作業部 Dpt.Operaciones	22	0
販売部 Dpt. Ventas	3	0
計	37	5

2) 公社におけるWIDの取り組み

公社は、零細漁業振興及び零細漁家の生活改善にはWIDの取り組みは不可欠であること、また、漁業活動（特に貝採り）における女性の重要な役割を認識しており、SERNAMの第10州支局長との連携を図ったり、SERNAMの本部へ今回の調査団に同行する等、WIDに対して強い関心のあることを示している。

また、公社が支援している養殖プロジェクトの1つは女性を中心にした貝の養殖で、女性をプロジェクトの対象から排除しているものではない。これは「チョリートの小規模養殖プロジェクト」と呼ばれ、1991年にチンキウエ公社の理事会で承認されたプロジェクトで、チロエ県ケムチ村の「エル・フトゥロ（未来）」組合の活動を支援しているものである。その理由は組合の大部分の構成員は女性で（12名中8名）、零細漁民セクターでは初めての試みであったためである。プロジェクトによる第1回目のチョリート貝の生産量は12トンであったが、1996年度には45トンまでの生産量となった。これは養殖という生産活動において女性も十分貢献していることを実証し、公社は養殖活動における女性の役割を再認識し、ワークショップやセミナーでこのような経験を紹介することで、第10州の農漁村における生産活動への女性の参加を促進してきている。

チンキウエ公社では女性もまた開発エージェントとして生産プロセスへの参加を促す必要があるにもかかわらず、漁業活動に直接もしくは間接的に関わっている女性が不平等な状況にあることを認識しており、女性の多様な役割（生産活動・再生産活動・地域活動）に配慮しながら、研修を行うことで、現状を改善するような機会へのより平等なアクセスが可能であると考えている。これらは、生活条件の改善だけでなく自信や自己尊重につながると考え、効率的に適切に目標が達成されるためにも、公社はSERNAMの積極的な参加を促し、適切なジェンダー視点を活動に入れたい旨が表明された。特に研修・訓練プログラムの要請案の作成にあたってSERNAMが参加するということは公社とSERNAM

第10州支局の間での合意事項となっており、養殖開発のモデルにとって現実的で必要な活動として、計画された養殖開発活動への女性の参加が促進されると予想される。特に女性のみを対象にした活動というものは計画されていないため、現在はWID予算というものも別枠として設けられてはいない。

これまでに研修を受けた男女別延べ数は以下の表で示される。公社は施設の運営・維持・管理で精一杯というのが現状で、まだまだ研修・訓練・普及活動は公社の活動の中心とはなっていない。

男女別研修人数

研修・訓練分野	男性数	女性数
養殖	36	15
無線通信手段	20	6

5-5 プロジェクト・サイト候補地における漁村振興・漁業活動の現況（ジェンダー視点から）

5-5-1 漁業活動形態別就業人口

第10州における水産分野での男女別就業者数は以下の様である。下の表を見ると、チリ国の中でも第10州の潜水や海草、貝類の採取等の漁業活動に就労している人口の割合が多いことわかる。特に浜辺での貝採りに従事している人口の半分以上が女性であることがわかる。

第10州における漁業活動形態別男女別就業者（男女別）数（1989）

男女別就労数	漁夫	潜水夫	潜水助手	素潜り	浜辺での貝採り	海草採捕	10州合計	チリ全国合計
男性就労数	7005	3651	2534	0	1010	6304	20024	
女性就労数 (割合)	31 (0.4%)	0	1 (0.03%)	0	642 (63.6%)	362 (5.4%)	1536 (7.1%)	
10州合計就労数	7036	3651	2535	0	1652	6666	21560	
チリ全国総就労数 (内女性)	26294 (40)	7156 (0)	3264 (1)	774 (0)	2634 (961)	11852 (3584)		63976 (4606)
%	26.75%	51.0%	77.67%	0%	62.7%	56.2%		33.7%

出典：IFOP (1989)

第10州における漁業関連活動形態別男女別就業者（男女別）数（1989）

	餌付け人	網修理人	清掃人	船大工	機械修理人	10州合計	チリ全国合計
男性就労数	126	116	434	376	54	1106	
女性就労数 (割合)	25 (19.8)	0 (0)	11 (2.5)	0 (0)	0 (0)	36 (3.25)	
10州合計就労数	151	116	445	376	54	1142	
チリ全国総就労数 (内女性)	1897 (742)	334 (1)	923 (65)	656 (0)	144 (0)		4022 (811)
割合	39.1%	0.3%	7.0%	0%	0%		20.2%

出典：IFOP (1989)

5-5-2 現況

要請されたプロジェクトのサイト候補地であるプジンケ、プンタ・チレ、レケム、ケムチでの聞き取り調査をもとにプロジェクト地域における現状の概況記述を試みた²⁸。

1) 漁村形態と漁家経営における女性の役割

今回訪問した村のほとんどは半農半漁村で、自家消費目的の農業生産に従事、貝類や海草類の採取・養殖を主な収入源とし、漁家経営において水産業は重要な位置を占めている²⁹。ただ、水産業からの収入も不定期で価格変動に左右され、養殖活動を目的として組織された組合から脱退する人もいる。地域の食料供給については、農業を営みじゃがいもや野菜類を栽培している。これらは自家消費が目的で換金用作物の栽培は少ない。また、捕獲した魚や貝、飼育している豚や牛、鶏、子羊の肉類が重要なタンパク源となっている。なお、肉類については自家飼育も行っているが、経済的に余裕がある時は購入している。魚貝類の調理方法は油で炒めたり蒸したりと単純である。

企業漁業での漁労については、村外から企業漁船が湾に入り活動しているが、村の漁民のほとんどは零細漁民である。貝類の採取や海草類の養殖に比べ、沿岸漁業はさほど盛んでない。沖での魚の漁獲は自家消費を目的とし、夫婦もしくはその他の家族員の2名以上の単位で小船に出る。漁船を用いない釣や投げ網はさほど盛んでないが、メルーサ、ロバロ、ペヘレイ、コングリオ等が投げ網漁法で釣っている。貝類については、アルメハ、ナバフエラ、ピウリ、チョリート、カラコル、ロコ貝、クレンジ等の貝類の他に、カキやウニ等も採れる。男性は少し沖まで小船で出て潜り、女性や子供や浜辺で干潮時に手で採取している。藻類についてはオゴノリ等の海草類の採取や養殖を行っている。

²⁸ 現地調査は限られた時間内で限られた人々からの聞き取りに基づいているため、今後の調査項目を決める際の参考資料に留めることが望ましい。

²⁹ 世帯内におけるこれらの収入・資源へのアクセスやコントロールについては今後明らかにする必要がある。

養殖はシンジケート等の組織単位で行っている。男女とも活動に従事しているが、潜りや積み上げ等の重労働は男性が、乾燥等は女性が行う傾向がある。したがって、漁獲物の浜揚げも男性が行っている。漁具の修理や管理についての役割分担については明らかでない。この周辺では鮭の養殖が企業形態で行われている。零細漁民が行っているのはオゴノリやチョリート貝の養殖である。これらの養殖に加えて、カキの養殖を希望している。今回訪問した村ではほとんど加工がなされていないようである。

収穫物は直接買い付けに来る仲買人に売るか、女性が町へ行商に行く等、流通・販売ルートは未整備で、足元を見られ仲買人が値をつけ買ったたかれることもしばしばだ。流通販売施設や資機材、保存方法・状態等、男女でどの様な差があるのか等を今後の調査で明らかにされたい。

労働報酬については、プンタ・チレでは労働報酬として養殖の貝や収入から運営費を差し引いた分の配当金が会員（主に男性）の世帯毎に配給されているとのことだが、女性や子供も労働力として利用されている場合、どのような形で世帯内でその労働に対する報酬がなされるのか今後の調査で明らかにした上で、活動計画を策定して公平な形で女性の養殖活動への参加を促すことが望まれる。

漁家経営については、育児や家事、炊事などの再生産活動は主に女性が従事しているが、農業や漁業等の生産活動では男性だけでなく女性も従事していることがわかった。普段は自給自足的に農業活動に従事し、漁業活動は2週間に1回、浜や磯での貝や海草採り、沖で潜って貝採りや魚釣りを行ったり、貝や海草類の養殖を行っている。今回訪問した漁村は町からも離れており、道路・水路アクセスも困難な状況であり、貝や海草類が主な現金収入源となっている。地元の仲買人が買い取っているが、売れないと他に売る先もないため、安く買ったたかれている。

漁村・漁家経営における男女別役割

	男性	女性
再生産活動		洗濯や炊事等の家事、育児
生産活動／農業	山や畑仕事	家畜の世話 山や畑仕事
生産活動／漁業	沖での海草・貝採り オゴノリ養殖、採取（沖で潜水） 魚釣り、網引き 貝・海草類の販売（天気の良い日） 海草類の乾燥 水揚げ	浜・磯で海草・貝採り オゴノリ養殖、採取：浜で。 魚釣り、網引き 町への行商 海草類の乾燥
地域活動	漁民組織活動 其他不明	漁民組織活動 其他不明

漁村振興のための各種機関からの便益については、金融機関の利用、情報・トレーニング、融資へ利用、アクセス状況についての詳細な調査が必要であるが、今回の調査対象者の中には教会やIFOPからの技術支援を受け、海草類の養殖を開始したシンジケートもあった。零細漁民組織をまとめる立場にある連盟が借り受けた資金をシンジケート組織に貸し出したり、シンジケートが公社から融資を借り養殖の初期投資にあてているケースも見られた。

2) 漁業共同組合における女性の役割

チリにおける漁民の組織については、Cooperativa（漁業組合）、Gremial（ギルド）、Sindicato（シンジケート）の主に3つが存在する。今回の調査ではシンジケートを中心に聞き取りを行った。4つから5つのシンジケートは地域でフェデレーションにまとめられ、全国零細漁民連合（CONAPACH）Iが国の漁民連盟をまとめる機能として存在している。チロエ周辺には約50のシンジケートがあり、そのうち12がこのCONAPACHIに属する。シンジケートの中には女性のメンバーが大半を占めるものもあった。

漁民組織の加入メリットとしては、まず結成しやすいこと、養殖活動が可能になること、漁場権の獲得に有利であることがあげられた。独裁者Pinoche時代は、シンジケート以外の漁民組織団体は弾圧を受け、漁場権の獲得が不可能であった背景がある。

漁業共同組合への女性の参加については、今回の調査では女性であることでどのような阻害要因があるのかは明らかにはされなかったが、今回訪問したPunta Chileでは会員25名のうち女性の会員数は3名で、うち1名は世帯主であるが、他では女性が大半もしくは半分を占めていることから、零細漁民女性による組織活動も盛んであることがうかがえる。ただ地域性があるのも事実であり、プジンケ周辺在住のRoca Azulシンジケートでは女性も会長や書記など役職に就き、会の方針の決定プロセスに参加しているが、Lekem やPunta Chileでは女性は漁業・農業活動、家事・育児等、生産・再生産活動で多忙であり、組織の運営については比較的時間に余裕のある男性に任せている様子が見えられた。

プロジェクト対象地域での漁業共同組合における女性の参加状況

組織名 (シンジケート)	場所	会員数	活動内容	会員規約その他	考察、要望、その他
Pupel	Pullinque周辺	女性28名	オゴノリ養殖(希望?)		
Roca Azul	Pullinque周辺	24名+ 若者 (女性加盟は 半分以上)	オゴノリ、カキの養殖 希望 活動はまだ開始してい ない。	4年前に結成。漁場権 を4年前に要請したが 未だ獲得できず。 夫と同時加入多し 1. 会費8,000ペソ 2. 会議月に1会	実行委員会の会長、 秘書と女性も役職に 就いている。 養殖が始まれば海が 汚れるがカキの養殖 はまだ資源が枯渇す るまでに行いたいと 資源保全よりも収入 向上に重きを置いて いる。
Punta Chile	Punta Chile	25名 (内女性は3 名)	オゴノリの養殖 チョリートの養殖も開 始	7年前にカトリック教 会の支援の下に結成。 当初は55名(女性は半 分)の会員がいたが、 養殖活動の持続が経済 的に困難となり脱会者 も多い。 1. 会費、月に200ペ ソ 2. 会議は月に1度又 は必要時。	チョリート養殖で持 ち直したもののまだ 技術的にも生産量も 低く課題は多い。 流通の開拓が今後の 課題。
Lekem	Lekem	22-24名 (内女性6名 程度)	チョリート、海草類の 養殖	チンキウエ公社の融資 を借り受けて3年前に 開始。 又、IFOPから技術支援 を受ける。	組織の役職は男性が 就いている。又、正 確な融資額について も知っている女性が いなかったことから、 会の運営に女性は直 接参加していない模 様。女性は漁業、家 事、農業活動で多忙 という理由があげら れた。
Quemchi	Quemchi	ほとんどが女 性	チョリートの養殖	公社によるプロジェク ト支援。	チンキウエ公社の支 援を受けており、漁 村女性プロジェクト として広く紹介され、 漁業活動における女 性の役割、貢献度が 再認識されたプロジ ェクトである。

5-6 社会・ジェンダーの取り組みの可能性と実施にあたっての留意点

今回の調査結果から、持続性、公平性、効率性に鑑みた社会・ジェンダーに配慮したプロジェクトに向けて、以下の留意点、取り組みの可能性、今後の課題が導き出された。

5-6-1 長期的視野に立っての本プロジェクトの位置づけ・協力内容の明確化

チリ側からは、漁民訓練、パイロット養殖場、小規模養殖経営体、漁業共同組合等、かなり初期の段階からの普及活動にかかる協力が要請されてあるが、プロジェクト協力期間は5年であり、日本側は零細漁民対象に種苗生産・増養殖にかかる適正技術の開発をプロジェクト目標とし、零細漁民への技術普及は相手国の主な責任としたい意向である。よって、プロジェクトの計画を策定する上では長期的展望に立って零細漁民への養殖技術の普及という上位目標達成に必要な全体計画（現状把握、活動計画策定、技術開発、技術移転、実証試験、漁民組織化、普及等）を設定し、そのうちのどこまでを日本とのプロジェクトにより実施するかを明確にすることが重要である。

5-6-2 プロジェクトの持続性、公平性を目指してのプロジェクトへの零細漁民等関連者の参加の促進

第1フェーズのプロジェクト目標が技術開発及び移転であっても、最終的な普及の対象である零細漁民の現状（漁業・養殖形態、漁家経営におけるジェンダー、加工形態、流通・販売形態、組織、金融機関の利用状況等）を十分明らかにし、零細漁民レベルでも可能な増養殖技術を行わないと、公社で開発された技術が零細漁民の利用しにくいものとなる危険性もある。プロジェクトの計画段階から零細漁民男女の参加を促し、日頃の零細漁民とのコミュニケーションや連携をとり、常に現状やニーズを把握するとともに、漁民に対してもプロジェクトに関する情報を提供し、理解を促すことが望ましい。

5-6-3 プロジェクト・サイクルで適切な社会・ジェンダー配慮を考える

プロジェクトの各フェーズや活動段階で、具体的な形で社会・ジェンダー配慮を行うには、詳細な社会・ジェンダー調査が必要である。投入は誰が行うのか、どの段階で行うのが妥当かを実施機関や関係者と協議すべきであり、例えば長期調査の段階で、日本から派遣される長期調査と並行して、SERNAMの本部と第10州支局、チンキウエ公社が社会・ジェンダー調査を実施するのも一案である。

社会・ジェンダー調査の目的は、対象地域であるチリ国第10州の漁村において、資源の利用・経営が男女住民の生活・暮らしにどのように位置づけられているか、維持・管理において多様な社会グループの男女住民がどのような役割を担っているか、長期的・短期的ニーズは何であるか、当事業を実施する際の阻害要因・促進要因は何であるか、阻害要因の改善策は何か、マイナス影響を受けるグループはいないかを調査・分析し、計画策定にあたることである。これは、対象地域社会の状況をよ

りよく理解するために行われるもので、従来の社会調査分析の最小単位である「世帯」をさらに構成要因である老若男女に細分化して分析する。従来は、プロジェクトへの動機や能力、ニーズは、世帯のなかでは共通であり、被益は等しいという前提にたって、プロジェクトが計画・実施されたために、中には、期待された成果を効果的に達成できなかつたものや、世帯のある構成員にはマイナスの影響を与える場合があった。この反省から、対象地域における多様なグループを構成するそれぞれの住民男女のおかれた状況、ニーズ、プロジェクトの関わりなどを把握し、社会や家庭におけるジェンダーを考慮したプロジェクトを実施する試みが近年行われている。ジェンダー分析の目的はこれらを明らかにし、プロジェクトから受ける男女が受けるインパクトや便益は一方の性にかたよらないように方策をたて、計画策定を行うことにある。この調査により、多忙である女性にとって負担とならないような養殖技術の開発の必要性や、女性も興味のある加工の導入、活動開始にあたって融資の必要性等、プロジェクトの持続性に向けてのニーズの把握や、現在あるサービスへのアクセスを拒む要因を明らかにすることが可能である。

5-6-4 調整機関であるSERNAMとの協力・連携・支援

公社はプロジェクトに適切な社会・ジェンダー配慮をする強い意向が見られるが、公社内にはこの分野の専門家、職員、部局がないため、連携の試みが始まっている第10州SERNAM支局との連携の強化（具体的な形での）が有効と思われる。第10州SERNAM支局からなされた本プロジェクトへの協力・支援に関する提案に基づき、以下のような具体的連携の可能性が考えられる。

- 1) SERNAM 10州支局と公社の連携により水産分野における零細企業パイロット・プロジェクトをつくり、試験的なモデル事業を行う。
- 2) プロジェクト実施機関関係者、専門家、カウンターパートやプロジェクト対象者である女性・男性漁民に対してそれぞれの立場に必要なジェンダー配慮についての研修を行い、それぞれの活動の場で適切なジェンダー配慮を行う。
- 3) プロジェクトが実態調査を行う際にジェンダーを担当する。
- 4) SERNAM 10州支局に漁民組織やジェンダーが専門のJOCV隊員を派遣し、プロジェクトを含めた水産分野において適切な社会・ジェンダー配慮を促進し、プロジェクトとSERNAM 10州支局の調整をはかる。

その際の留意点として、支局は決定権を持たないため、このような連携を押し進める際には、サンティアゴ本部事務所を通して協議することが必要である。これらの可能性について援助窓口・調整機能を持つACDIにも報告をした。

付 属 資 料 1

事 前 調 査 団 ミ ニ ッ ツ

THE MINUTES OF THE MEETING
BETWEEN THE JAPAN PRELIMINARY STUDY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED
OF
THE REPUBLIC OF CHILE
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT
FOR
THE DEVELOPMENT OF BENTHONIC RESOURCES AQUACULTURE

The Japanese Preliminary Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Junichi NAKAZOE visited the Republic of Chile for the purpose of identifying the outline of the Japanese Technical Cooperation Project (hereinafter referred to as "Project") in the Republic of Chile.

During its stay in the Republic of Chile, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chilean authorities concerned, in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the Project.

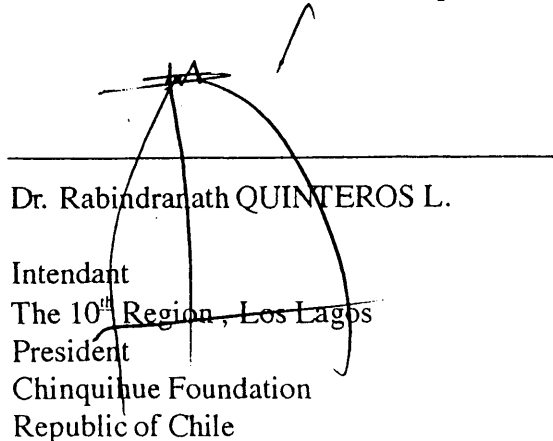
As a result of the discussion, both parties agreed to recommend to their respective Governments the Tentative Framework of the Project in the documents attached hereto.

Puerto Montt, April 8, 1996



Dr. Junichi NAKAZOE

Leader
Preliminary Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Dr. Rabindranath QUINTEROS L.

Intendant
The 10th Region, Los Lagos
President
Chinquihue Foundation
Republic of Chile

TENTATIVE FRAMEWORK OF THE PROJECT

1. OVERALL GOAL OF THE PROJECT

Appropriate aquaculture of valuable benthos species will be disseminated by artisanal fishermen in the 10th Region and its resources are maintained.

2. OBJECTIVES OF THE PROJECT

Appropriate aquaculture methods of valuable benthos species will be developed for artisanal fishermen.

3. ORGANIZATION

(1) Executing Institute

Chinquihue Foundation

(2) Main Site of Technical Cooperation

Shellfish Seed Production Centre

4. FIELD OF THE TECHNICAL COOPERATION

(1) Seed Production

- i. Researching natural seed collection techniques,
- ii. researching artificial seed production techniques,
- iii. researching larval rearing techniques, and
- iv. researching mass culture techniques of natural food organisms.

(2) Valuable Benthos Rearing

- i. Researching environmental factors for benthos aquaculture,
- ii. researching release techniques in the sea,
- iii. researching rearing methods in the sea, and
- iv. practicing experimental aquaculture.

J.N.



5. TERM OF THE TECHNICAL COOPERATION

Five (5) years

6. EXPECTED OUTPUTS OF THE TECHNICAL COOPERATION

Through the project activities such as technical transfer from Japanese experts to counterparts and their joint activities, the following outputs can be expected:

- (1) Basic seed production methods will be developed;
- (2) basic benthos aquaculture methods will be developed;
- (3) basic mass culture methods of natural feeds will be developed; and
- (4) capabilities of the Chilean staff will be enhanced.

7. MEASURES TO BE TAKEN BY JAPANESE SIDE

(1) Assignment of Japanese Experts

1). Long-Term Experts

- i. Team Leader,
- ii. Coordinator,
- iii. Expert on benthos seed production, and
- iv. Expert on benthos aquaculture.

Note) The Team Leader will, at the same time, assume roles of either iii. or iv. above.

2). Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched as the necessity arises.

(2) Provision of Equipment

Machinery, equipment and other materials necessary for the technical transfer by Japanese experts will be provided within the budget appropriation.

(3) Acceptance of trainees

Approximately two (2) or three (3) persons of the Chilean counterpart personnel will be received annually for training in Japan.

J. N.



9. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the 10th Region of the Republic of Chile undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaging in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Chile, except for those arising from willful misconduct or negligence of the Japanese experts.

10. ESTABLISHMENT OF JOINT COMMITTEE

For the smooth implementation of the Project, a joint committee shall be established and meetings of the committee shall be held at least once a year on a regular basis, and if the necessity arises.

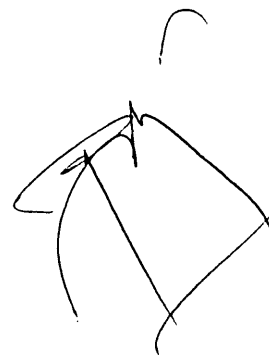
The function of the Committee is as follows;

- (1) Formulation of annual work plan for the Project,
- (2) Review of annual work plan of the Project,
- (3) Review and exchange of views on major issues of all problems arising from in connection with the technical cooperation,
- (4) Examination of local budget-draft necessary for the Project,
- (5) Staffing of the Project, and
- (6) Others

11. FUTURE PROCEDURE

A few experts will be assigned in the Republic of Chile by JICA to formulate the detailed scheme of the Project, following the agreed Tentative Framework described above in 1. - 9., and to prepare a list of necessary machinery and equipment for the Project in cooperation with Chiquihue Foundation.

J.N.



8. MEASURES TO BE TAKEN BY CHILEAN SIDE

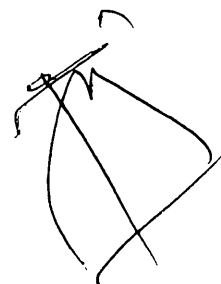
In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the 10th Region will take the following necessary measures at its own expense:

- (1) to assign full-time counterpart personnel at least two (2) for each Japanese expert;
- (2) To provide land, buildings and facilities for the implementation of the Project; and
- (3) To supply or replace machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts, and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under 7-(2) above.

In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the 10th Region will take the necessary measures to meet :

- (1) Expenses necessary for transportation within the Republic of Chile of the articles referred to in 7-(2) above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the Republic of Chile on the articles referred to in 7-(2) above; and
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

J.N.

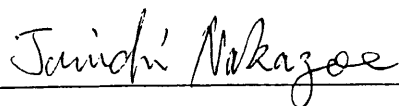


THE MINUTES OF UNDERSTANDINGS

The Japanese Preliminary Study Team for the Japanese Technical Cooperation Project to the Development of Benthonic Resources Aquaculture , organized by Japan International Cooperation Agency and headed by Dr. Junichi NAKAZOE , and the Chilean authorities concerned , have come to the following understandings as a result of the discussion :

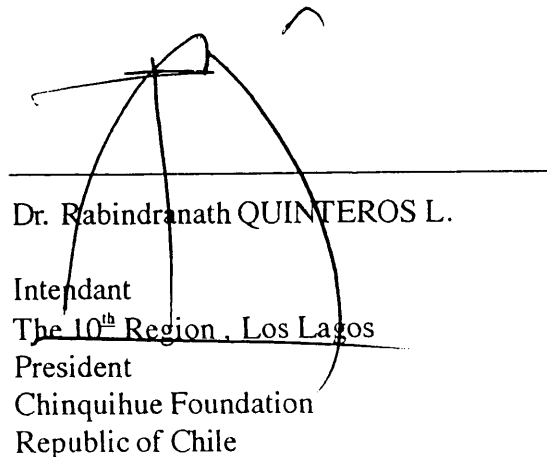
1. The training activities for artisanal fishermen in the 10th Region will be carried out by the Chiquihue Foundation during the period of Japanese Technical Cooperation for the Project ;
2. The funds and facilities necessary for managing a training center and a pilot aquaculture farm will be basically provided by the Chilean side ;
3. The contents of the training activities and the site of a pilot farm will become a part of the issues to be discussed between the two sides ;
4. The Chilean side will make much effort not to cause frictions among artisanal fishermen in process of the technology transfer .

Puerto Montt, April 8 , 1996



Dr. Junichi NAKAZOE

Leader
Preliminary Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Dr. Rabindranath QUINTEROS L.
Intendant
The 10th Region , Los Lagos
President
Chiquihue Foundation
Republic of Chile

付属資料 2

社会調査フィールドノート

I. Pullinque訓練センター (4月5日訪問)

ミーティングには付近の様々な漁民組織²¹を代表する男性12名、女性7名が参加してくれた。これらの組織は公社の協力のもとにカキ等の養殖を希望している。種苗の育成、流通も含んだこの分野での研修訓練を強く希望している。

今回は時間が限られていることもあり、Roca Azurという漁民組織の会員からの聞き取りを中心に行った。この組織は現在女性24名に数名の青年が加入している。漁場権獲得のために4年前に結成した。要請中の漁場権についてはまだ、無回答である。公社が漁場を貸与すると聞いているが、無料なのか生産高の何%を支払わなくてはいけないのかわからないとのことであった。訓練センターにおける養殖訓練活動の実施方法についてはまだ未整備である様子が伺えた。この組織はオゴノリ、カキの養殖を希望している。公社に強く要請しているがまだ解答ははっきり得られていない。資本もないため、グループはまだ活動らしいことは行えていない。加入条件として、入会時に会費8,000ペソの支払い(ANCUDから来ている女性にバスの運賃等の支払い等の経費にあてられる)がある。会議は月に1回開催され、3月の会議では新会員の紹介や仕事の計画が行われた。ちなみに実行委員会は、会長女性、秘書女性、会計男性と女性が重要な役職に就いている。

今回は4名程の女性メンバーから生活状況等を伺った。それについて以下にまとめる。

収入源については、漁業分野ではオゴノリやカキの養殖・販売、コンプレサー²²や潜りからの労賃、農業分野ではじゃがいも、人参、キャベツ(換金)、鶏、豚、リンゴの栽培が収入源となっている。種苗がないため、今年は養殖は行っておらず、来年から始める予定にある。

地域の食料供給については、魚介類では、アルメハ(あさりや蛤の類)、ナバフエラ、ピウリ、チョリト(ムール貝の類)、カラコル(巻き貝)、カキで、これらは自家消費で女性が主に採取している。特に採取する場所は決まっておらず、いろんな所で採取している。その他、麺類、鶏、魚(ペヘレイ)、牛肉、卵、野菜等である。これらの食料は購入したり、自家用に栽培している。蛋白源は魚、貝、肉等で、特に水産資源に限らず平均して摂取している様である。ただし、牛乳を毎日飲めないことに多少の不満を感じていた。

生産活動については、貝採りに季節は無いが、週にもしくは隔週に1度の割合で干潮時に行っている。大抵は自分(女性)1人で行き、必要な分だけ自家消費用に採っている。

²¹ Gladis Toledoさんが長を勤めるプペル・シンジケートは女性28名が加入しており、オゴノリの養殖を実施している。Oscar Ofer産が局長を勤める連盟はキタルマエ湾の漁民組織の連盟で、現在8つのシンジケートが加盟しているが、近い将来さらに3つのシンジケートと学校が加盟することになっている。学校では5年生から8年生を対象に漁業養殖のコースが開かれる。

²² 沖に船を出し1人が潜っている間に船上からポンプで空気を送ること。

魚の捕獲は自家消費程度であまり行っていない。チョリトの養殖は行っている。

漁業活動に必要な漁具があげられた。

漁業活動	漁具	ニーズ
アルメハ採取	熊手、籠	
養殖	漁場・養殖場、新しいノリ、ブイ、針金 小舟（3-7m）：4人は全員船を持っていた。2艘持っているものもある。 オゴノリ用の小舟	グループ資金無し
魚釣り	小舟	

漁業活動におけるジェンダーについては、オゴノリ養殖、採取については、沖では男女が、潜りは男性が通常行い、浜では手を使って女性が行っている。魚釣りは網引きのため男女がペアとなり必ず2名で行く。加工技術は特に用いていない。

流通・販売は主に男性が行うと解答された。家を訪ねる仲買人に売り、仲買人はまとめて海に持っていき、サンティアゴへ流す。ペリージョはちなみに2,300ペソ/kgの値で、カキは250ペソ/kgで販売される。去年は週に200kgを売った。値は漁民ではなく、仲買人が決めているのが実状だ。これについては漁民は不満で養殖場を確保し質と量を向上させれば、値の決定についても漁民がもっと口をはさめると感じている。

漁業・貝採取技術の習得については、漁村であるこの地で生まれたので、夫や家族や住民に教えられた。潜る女性もいるが普通は男性の仕事とされている。

養殖が始まったら海が汚くなると予想しながらもカキの養殖を希望し、今は規制なく誰でも自由に釣れるし、資源はまだあるとの返答から、水産資源の枯渇化に対する危機感はないようで、自然環境保護・資源管理の前に生活の向上、安定が漁民にはより現実的な問題である。

村内での組織加入については、大抵夫婦で入っており、2人で同時に加入するケースが多いという。

女性の1日の活動をかいま見るため1日の暮らしかたを聞いてみた。

7:00	起床 干潮時の海でカキ採り（1人で） このカキは大きさ、色や形で分類（Ostra victoria, ostra semi, ostra）
8:00	
9:00	家畜に餌やり（豚にじゃがいもや小麦のもみから）
10:00	昼食作り（ピウレ（貝の一種）、ニンニク、じゃがいも、米、人参等）
11:00	洗濯
12:00	昼食
1:00	
2:00	洗濯、パン作り
3:00	
4:00	お茶の時間（お茶、パン、甘いお菓子） 家畜の餌やり
5:00	
6:00	
7:00	
8:00	夕食（豚肉（購入）、じゃがいも、コーヒー、パン） 皿洗い
9:00	就寝

II. Punta Chile（4月6日訪問）

今回のミーティングには女性11名を含む11名のシンジケートのメンバーが参加してくれた。ミーティングの集いは養殖場のある浜辺に近い所に建てられている小屋で行われた。

地域概況：プンタ・チレは半農半漁村で、世帯数は約70戸である。平均的土地所有面積は約5-7haである。

生産活動：冬は主に農業、夏は漁業を中心に経済活動が行われる。以前はチリ国内の別の場所やアルゼンチンのパタゴニア等への出稼ぎ労働もあったが、最近は少なくなった。

漁業活動としては、養殖、潜りによる貝採り、釣り、磯での貝採りがあげられた。養殖は現在約25名の男女が貝の養殖を行っている。また、貝師による潜水でウニ、クレンジ（ヨシガイ科の2枚貝）、アルメハ、ロコ貝、海草類（寒天の元となるオゴノリ、茶色の海草、緑の海草は輸出用、白の海草は肥料に使われているのが見られた）等を採っている。これは船に乗って約1km先の岬付近まで出て潜水で採るのであるが、船を持っていない人は助手で参加し賃金を得ている。この村には約70戸の漁家があるが内50%が船を所有している。また、メルルーサ、コングリオ、ロバロ等の魚も浜辺で網揚げさ

れている。また、浜辺では女性が手で貝（チョリト、中位のはまぐり、ウニ少々）を採っている。しかし、採れる量は20年前に比べ激減していると漁民は感じている。天気の良い日には男性が採れた物を売りに出たり、女性は養殖を行う。

1日の5-6時間が漁業活動にあてられる。9時から10時頃に出かけて、各自好きな場所で採るがほぼ場所は一定している。シンジケートで独占しておらず、自由で他の村からも採りに来る。貝のサイズ、量についての規制もなく採り放題の状況である。国ではウニのサイズについては規制しているが、これも守られていないのが現状だ。

組織活動：このシンジケートは7年前に結成され、設立時は55名（女半分）の会員がおり、その内半分は女性のメンバーであった。結成当時はアングッドのカトリック教会から手続き方法、ノリの育苗等の指導・支援を受け、海苔の養殖活動を始め、海草類の需要が上がり、一時は成功したが、その後値が下がり、大きな打撃を受けた。養殖が経済的に困難となったため多くのメンバーが脱会し、現在の会員数は25名で内女性3名（うち2名は独身、1名は世帯主）である。この価格の下落でアングッドの多くのシンジケートが解散に追いつめられる中、何とかこのシンジケートは持続できている。その後、村人で構成されるシンジケートの中に養殖委員会を設け、チョリトの養殖も始めた。この委員メンバーになるには審査を受けねばならない。漁場はシンジケートが獲得したものを使っている。現在、9つのラインを持っている。しかし、技術レベルが低く、生産量も低く、成果がまだ思わしくなく、様々の失敗を繰り返してきているが、このように経験を少しずつ蓄積し、現在生産はまずまず安定してきたと考えている。ただ、チョリトやチョルガを生産しすぎて、売れず余っており、流通の開拓が今後の課題とメンバーは感じている。

会費として月に200ペソを会員から徴収している。集められた会費の用途については一定していないが、主にシンジケートの運営資金にあてている。また、収穫時に売上金の一部をシンジケートに納めることになっており、去年は40万ペソが収められた。これらは、政府への提出書類の手続きにかかる経費も含め漁場権の購入や、会員の必要時での貸し付け（利子無し。医療・保健費、死亡事故の際の見舞い金にあてられる。1万5千ペソ）に使われた。会合は月に1回もしくは必要時に、主に会費の集金や勉強会のために開催されている。

シンジケート加入のメリットとして、チリの伝統的風習であるミンガと呼ばれる共同作業を行えることをあげている。

養殖には会員の家族（妻、娘）も参加している。特にチョリトは女性会員や娘（18人、3時間）たちが、海草採りは25名（内3名が女性）の会員やその妻娘達が（6-8時間）行っている。分配は会員（父、夫）に配布される。チョリトの養殖には1回あたり3時間の労働時間があてられている。この養殖が正式に認められたのは先月の3月（暗黙で認可）だ。1kgあたり80ペソの売値で20,000kgが売れた。カルブコ工場等に販売している。海草の養殖は、1985年に認可された。1回あたり6-8時間の労働時間があてられている。去年はkgあたり250-295ペソの売値で14,000kgが売れた。採集には全員（会員+妻子）が

手作業で行うことになっている。1 会員世帯につき 2 週間の労働インプットが義務づけられている。仕事場にでるのは女性であったり、男性であったりまちまちだ。海草の乾燥作業も全員（会員＋妻子）で行っているが、水揚げや重い荷物の運搬等の重労働への女性の参加は避けている。

養殖を行う初期投資はそれまでの貯金を使って種の購入から始めた。チョルガの養殖の初期投資は 3,000,000ペソの融資借り受けで行った。これは連盟がもらい受けた資金を枠を作ってシンジケートに分配されたものである。この組織では順調に融資の返却が行われている。今後は市場拡大を希望している。

III. Lekem （4月6日訪問）

レケムにおける漁民とのミーティングでは約 15 名が参加しその内女性は 5 名であった。時間が限られていることもあり、今回は女性グループとの意見交換を行い、男性漁民との意見交換は他団員が行った。

地域概況：Linaoの世帯数は500戸であり、Lecamは50戸数あるが、内12世帯がシンジケートに加盟している。地域の主な産業・収入源は、農業と漁業であり、農業は自家消費を目的にジャガイモ等の栽培を行い、漁業活動が主な現金収入源となっている。

養殖活動：93年に、また、IFOPからDan Valencia という人が来て、漁民の組織化やラインの作り方の技術指導等を受けた。組織当時の会員数は男女合わせて 18 名で内女性は 6 名であった。現在の会員数は 22 名である。会長、会計、書記などの役員は男性が就いている。女性は漁業、家事、農業活動と忙しく誰もなりたがらず、比較的自由時間のある男性が適しているためという理由があげられた。

チンキウエ公社からの融資借り受けで 3 年前にオゴノリ、チョリトの養殖活動を開始した。この際の公社からの正確な融資額を把握している女性はおらず、このようなことからシンジケートの運営にかかる決定プロセスには女性が関わっていないという印象を受けた。

漁場権獲得については、去年の95年に養殖活動のための漁場権を要請したが、まだ獲得していない。その際の要請条件として、1. 養殖活動のできる場を持っていること、2. 零細漁民カードを所有していることがあるが、これは充たしている。

漁業活動については、潜りによる貝採り、磯での貝採り（カラコル、アルメハ、クレンゲ、チョリト等）、ノリやチョリト等の養殖活動があげられた。以前は潜水でロコ、アルメハ、ウニ、チョルガ等をとっていたが、外から14-18mの船で企業漁民が入り、資源が枯渇し今はない。磯でも8年前程から資源が採れなくなっており、生活も苦しくなっている。

養殖活動

	チョリト	海藻
養殖場面積	4ha (女性よく把握せず)	4ha (女性よく把握せず)
活動労働投入	4-50h./週 夏：当番で2名づつ掃除 冬：8月に収穫(週に1度)	夏：収穫、乾燥 (10-12-15日) 冬：緑の海草
売り値	80peso/kg	
売り上げ高収入	100-110peso/kg? 400万ペソ? 女性よく把握せず 融資の支払いをひいたもの? 去年の収入：100,000peso	300,000peso/年 (1-2月に病気に感染し、損失)
販売方法	仲買人が来て買い、ANCUDの町へ持って行く。 値は仲買人が決める。 その他バスで町の市場へ持って行くこともある。その際、夫は他の仕事があるため妻が行くという意見。	仲買人が来て買い、ANCUDの町へ持って行く。 値は仲買人が決める。
ジェンダー	男女共。しかし男性は小舟で沖まで行き潜る。女性は浜で手で。	男女共

経済活動ジェンダーについては、男性は海での漁業活動や山、畑仕事、女性は海での漁業活動、家事、山、畑仕事等が労働の役割としてあげられた。

食料の供給については、豚、鶏、牛、子羊の肉や魚介類が主な蛋白源となっており、摂取は半々である。時々肉類を購入するがほとんどは家のものを消費しており、魚介類の捕獲は漁民の栄養摂取にも密接に関わりがある。チョリトの料理方法は、スープに入れたり、湯に通してサラダ(レモンとオリーブ油)に入れる。海草は消費せず、重要な換金産物である。

IV. チロエタ食会 4月5日

<漁業組合の長である零細漁民からの聞き取り>

半農半漁村で生活しており、普段は農業活動に従事し、農業が主で、漁業活動は2週間に1回程度である。

牛、羊、鶏、豚等の家畜を飼育している。10日から15日に1回、ノリの収穫を行う。1回につき12,000-8,000kgの収穫高でkgあたり250ペソの売り上げ高(しかし、仲買人はこの2倍で市場に販売)だ。

近年、漁業のほうが農業よりも儲かるという理由から、農業従事から漁業従事への移行が目立ち、漁業活動を行うことでミンガという共同体意識が復活しつつある。

漁業活動に従事するに至った経緯については、若いころ(20代)は首都のサンティアゴ近辺に在住。車の塗料を行っていた。独裁政権時代に首都から南へ逃れ、今の地(チロエ島)に移る。漁業活動はこの時覚える。

現在9人家族であるが、子供達も小さいときから貝採りなどに参加し、売った分は小遣いとなり、衣服等必要なものの購入にあてている。

漁民組織や活動については以下が述べられた。

シンジケートや組合への参加条件

1. 18才以上
2. 月に200ペソの会費
3. 零細漁民証明書取得

独裁者Pinoche政権時代、多くの技術者や教師・教授が失業し、都会から農村部への流出人口が目立ち、南や海岸部へ逃れ、雇われ作業員として漁業活動に従事する人口が多かった。このため資源の枯渇も目立ってきた（ロコ、チョロ、オゴノリ）。シンジケートを組織すると漁業権を獲得しやすく、養殖活動も行えるため、漁民組織が結成された。現在30人の会員のうち12人が船を所有している。

海草の種は9月に蒔き、12月、1月に収穫する。ロコ貝は少なくなってきたおり、資源回復・（養殖？）に向けてまず漁業権の獲得が必要となってきた。

海草の収穫：主に男性は船で海草採りに出かける。通常は4人である。収穫量の分配方法は、船のオーナーが40%、潜水夫が20%（道具・衣服等を持ち寄りの場合は、+10%）、船上で空気を送る人（Compresador）2名それぞれ10%となる。浜・磯で海草の収集は主に女性があたっている。

資源管理に対する認識：一応、とってよいサイズは国の法律で決められているが、実状は語られなかった。息子達の代まで資源を残していきたい要望はある。又、IFOPの支援で水産生物学的資源調査が行われた。

ニーズ・要望として以下があげられた。

1. 市場化
2. 漁業・養殖活動を行うのに必要な資機材購入のための資金
3. スタッフの増員
4. 学校・教育
 - 4km先に小学校あり。
 - 卒業後、成人になっても仕事がなく、困る。

<Federacionの長である女性からの聞き取り>

Pullinqueの訓練センター視察に同行してくれた女性からの聞き取り。彼女はシンジケートを集めたFederationの長を勤める。事務所にはfaxやコンピューターがあり、秘書もいる。6カ月に1回大会を開き、2年の活動計画を発表する。その際報告書も作成する。